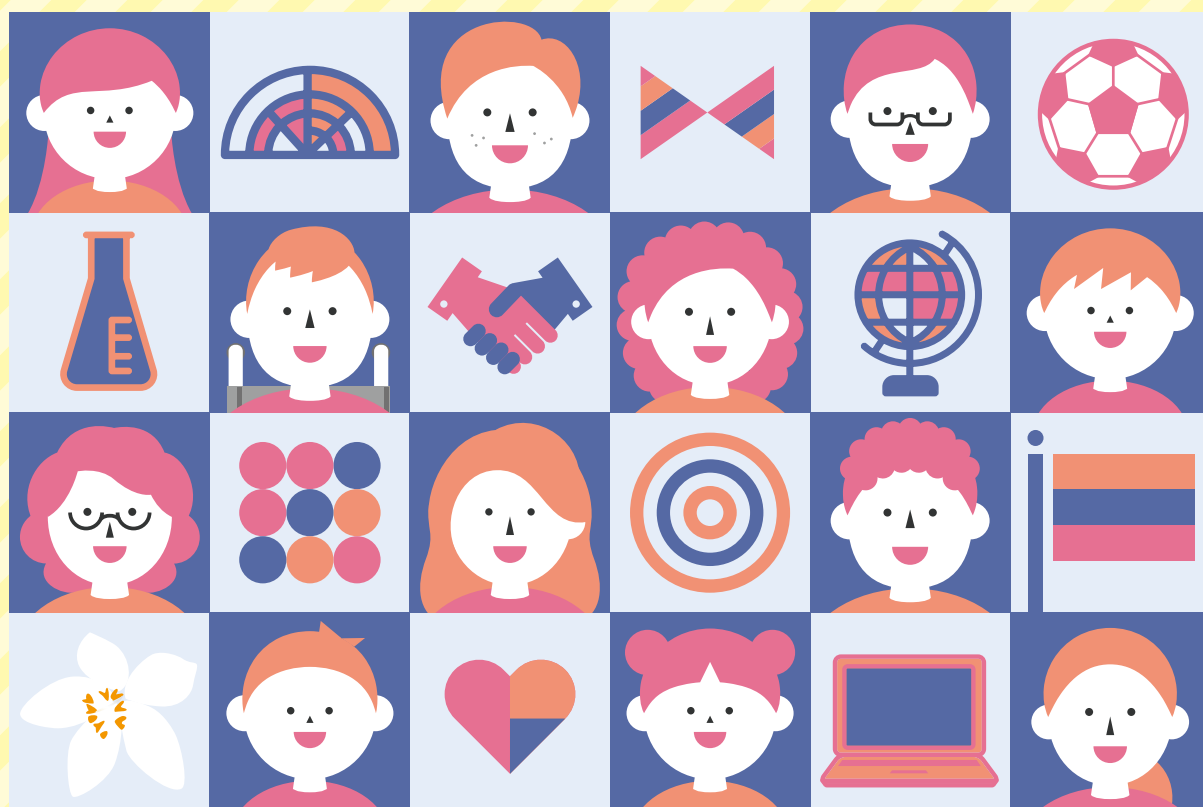


第4次大府市教育振興基本計画

2026～2030

～心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成～



2026年3月
大府市・大府市教育委員会

はじめに

本市は、これまで「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を基本理念とし、知・徳・体の調和のとれた成長を目指して、こどもたちが自ら学び、自ら考える力を育む教育施策を進めてまいりました。

しかしながら、社会や教育を取り巻く環境は、今まさに大きな転換期を迎えています。生成 AI をはじめとするデジタル技術の急速な発展、こどもや教職員のウェルビーイングの向上、多様な文化背景をもつ人々との共生、防災・安全教育の重要性、さらには環境問題への対応など、学校や教育に求められる役割は一層広がり、複雑化しています。こうした変化に柔軟に対応するためにも、学びの在り方そのものを進化させていく必要があります。

このような状況の中、本市では「子どもが輝くまち」の実現に向け、2026（令和8）年度からの5年間を計画期間とする新たな教育振興基本計画を策定いたしました。本計画では、これまでの施策を継承しつつ、長期欠席（不登校）児童生徒への多面的な支援、特別支援教育の一層の充実、ICT・生成 AI を適切に活用した教育デジタルトランスフォーメーション・ICT教育の推進、地域と連携した特色ある教育の推進、児童生徒・保護者への経済的支援など、現代の教育ニーズに応じた様々な取り組みを位置付けております。

また、こどもたちの学びと成長を支えるためには、学校だけではなく、家庭、地域、事業所、関係機関など、社会全体で協働する仕組みが不可欠です。本市は、これらのつながりをより強固なものとし、誰一人取り残さない教育の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり御協力をいただいた関係者の皆様、そして日頃より本市の教育行政に御理解と御支援をいただいている市民の皆様にご心より感謝申し上げます。今後も、こどもたちの未来が一層輝かしいものとなるよう、皆様とともに歩み続けてまいりますので、引き続き本市の教育行政に対し、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2026年3月
大府市長

岡村 秀人



目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 国及び愛知県の動向	3
1 国の動向	3
2 愛知県の動向	3
3 教育を取り巻く現状と課題	4
第3章 大府市の現状	5
1 人口・児童生徒数の推移と推計	5
第4章 大府市の教育が目指す方向【教育大綱】	7
第5章 施策の展開	8
1 施策体系	8
2 施策の方向性と施策	9
第6章 計画の進行管理	53
1 進捗状況の把握	53
2 関係部局との連携	53
3 計画の見直し	53
4 成果指標一覧	54
資料編	56

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の策定趣旨

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

また、2014（平成26）年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）により、教育委員会制度が見直され、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置や、地方公共団体の長が「教育大綱」を策定することなどが規定されました。

本市においては、これらの規定に基づき、大府市教育振興基本計画を第1次（2012（平成24）年）、第2次（2017（平成29）年）、第3次（2021（令和3）年）と策定し、教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、2017（平成29）年には「大府市教育大綱」を策定し、その基本理念である「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を、第2次及び第3次大府市教育振興基本計画においても基本理念として位置付けてきました。

今回策定した、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度を計画期間とする「第4次大府市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」においても、この基本理念を継承し、計画の柱として位置付けています。

現在、少子化・人口減少、グローバル化の進展、環境問題、貧困・格差問題など多くの社会課題が顕在化しており、これからの社会において教育の果たす役割は重要となっています。本計画では、「大府市教育大綱」の基本理念である、めざす子どもの姿の実現に向けて6つの施策の方向性を示しました。将来の予測が困難な時代において、本市の教育が目指す方向の「道しるべ」として、本計画に基づき、こどもたちの笑顔や夢・希望につながる教育施策を今後も着実に推進していきます。

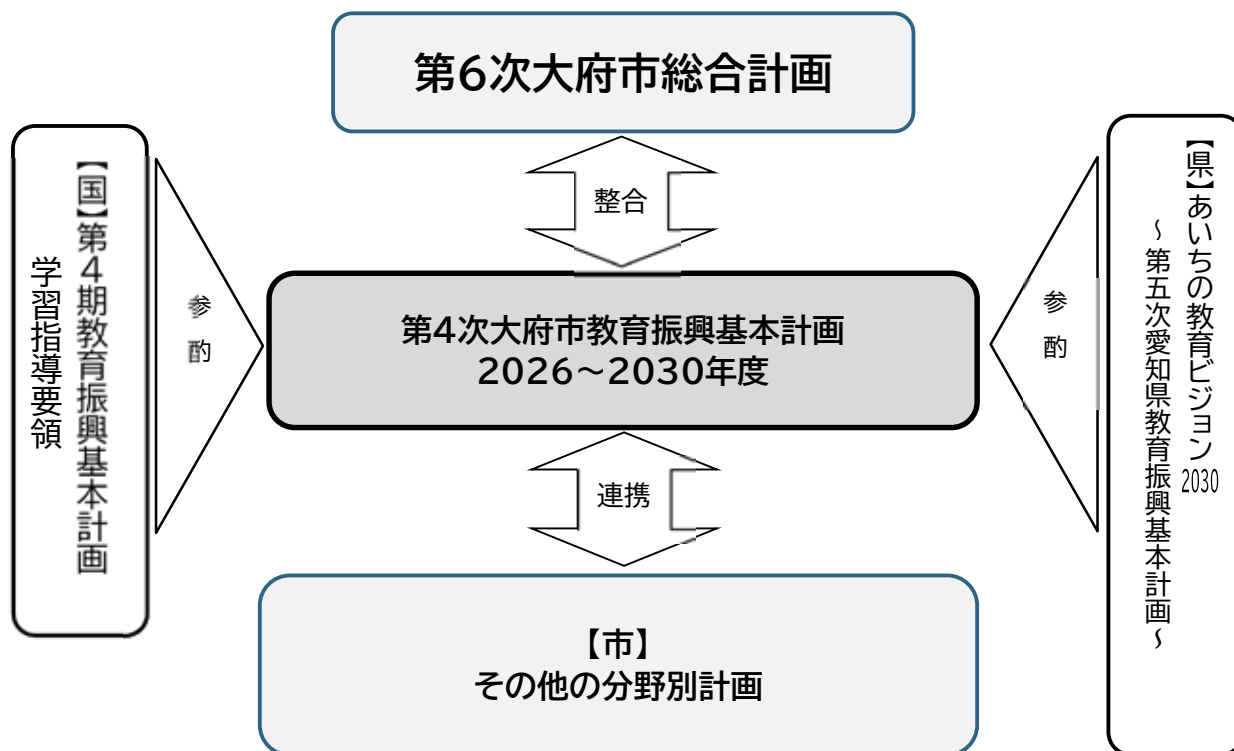
2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第6次大府市総合計画」の分野別計画として位置付けるものです。

また、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」とするとともに、本計画の第4章「大府市の教育が目指す方向」を地教行法第1条の3に規定する「大綱」として位置付けます。

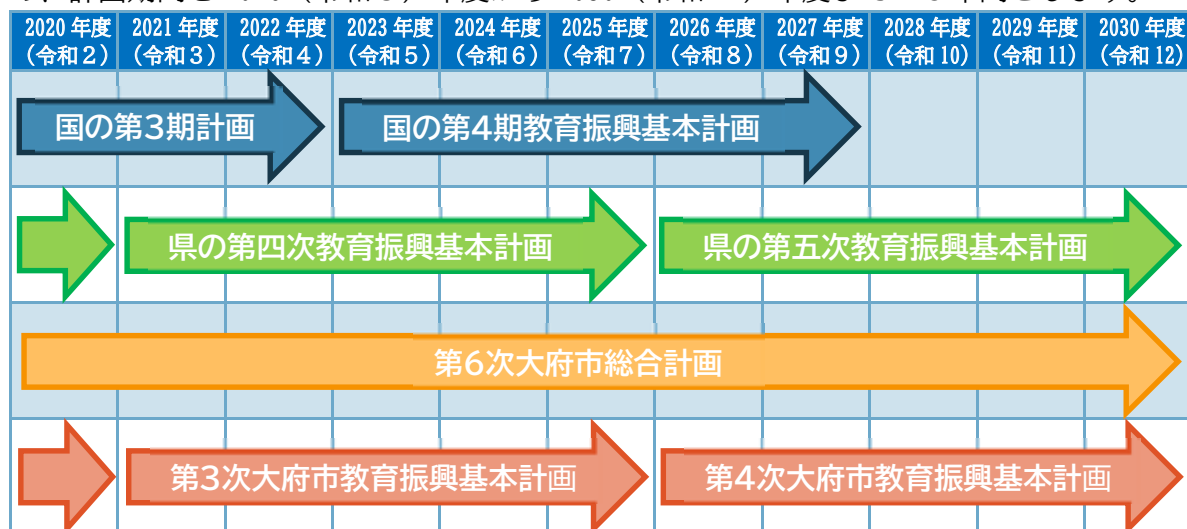
さらに、本計画は、国の「第4期教育振興基本計画」及び愛知県の「あいちの教育ビジョン2030～第五次愛知県教育振興基本計画」の内容を参酌し、本市が策定するその他の分野別計画とも連携を図るものです。

【相関図】



3 計画期間

本計画は、第6次大府市総合計画の最終年度である令和12（2030）年度を見据えて、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき基本的な施策の方向性及び内容を示すため、計画期間を2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。



第2章 国及び愛知県の動向

1 国の動向

国は、2023（令和5）年6月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、2040年以降の社会を見据えた総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、さらに5つの基本的な方針を示しています。

【第4期教育振興基本計画の5つの基本的な方針】

1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4. 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2 愛知県の動向

愛知県は、2025（令和7）年12月に「あいちの教育ビジョン 2030-第五次愛知県教育振興基本計画-」を策定し、基本理念を「自ら考え、互いに支え合い、高め合うことのできるあいちの学びを進め、持続可能な社会の創り手を育みます。」とし、施策の方向性として4つの基本的な方針を掲げています。

【第五次教育振興基本計画の基本的な方針】

1. 持続可能な社会の創り手として自立し、新たな価値を生み出していく力を育みます。
2. 多様性を尊重し、様々な選択肢の中で一人一人の可能性を引き出し、自分らしく生きる力を育みます。
3. 誰もが幸せや生きがいを感じられるよう、健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって学べる環境づくりを進めます。
4. 子供の意欲と教職員の働きがいを高める魅力的な学びの環境づくりを進めます。

3 教育を取り巻く現状と課題

(1) 共生社会とソーシャルインクルージョンの実現

現代の日本社会では、多様な背景を持つ子どもたちが共に学び、成長する共生社会の実現が強く求められています。外国籍の子ども、障がいのある子ども、経済的に困難な環境にある子どもなど、多様なニーズを抱える子どもたちが増加しており、学校現場では、こうした子どもたちが教育を受ける上での障壁を取り除き、安心して学べる環境を整備することが必要です。

また、ソーシャルインクルージョン(※1)の観点からは、全ての子どもが教育を通じて自己の可能性を最大限に発揮できることを目指します。義務教育段階においては、特別支援教育の充実や多文化共生教育の推進に加え、外国籍の子どもや障がいのある子どもに対するきめ細かな支援が求められています。さらに、いじめや長期欠席などの問題に対しても、早期発見と包括的な支援体制の整備が重要となります。

(2) 教育における精神的豊かさの重視(ウェルビーイング)

近年、教育現場では、子どもたちの心の健康や精神的な豊かさ、いわゆるウェルビーイング(※2)を重視する動きが強まっています。学力の向上だけでなく、自己肯定感の育成や良好な対人関係の構築、ストレスへの対処能力など、心の健やかな成長を支える力を育むことが重要とされています。学校においては、心のケアやいじめ防止対策の充実に加え、道徳教育やキャリア教育を通じて、多様な価値観を尊重しながら、子どもたちの心の安定と自己実現を支える教育内容を整備していく必要があります。

(3) 予測困難な時代への対応

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性・不確実性・複雑性・曖昧性の頭文字を取って「VUCA(※3)の時代」と呼ばれています。こうした時代背景を踏まえ、学校教育では、知識を一方的に覚えるだけの学習から脱却し、思考力・判断力・表現力、さらには課題を自ら見つけて解決する力を育む方向へと移行しています。

そのため、STEAM教育(※4)や探究的な学び、アクティブラーニングの導入が進められ、変化の激しい社会に柔軟に対応できる人材を育成することが求められています。また、ICTの活用やリモート学習など、新しい学習環境の整備も重要な課題となっています。

用語解説

- ※1 【ソーシャルインクルージョン】全ての人が、孤独や孤立、排除といった不利な状況に置かれることなく、社会の一員として支え合いながら、健康で文化的な生活を実現できるようにするという考え方。
- ※2 【ウェルビーイング】身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指し、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、将来にわたって続く持続的な幸福を含む概念。また、個人だけでなく、その人を取り巻く学校・家庭・地域や社会全体が、継続的に良い状態にあることも含む、包括的な考え方。
- ※3 【VUCA】「Volatility（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字を取った言葉で、先行きが不透明で、変化が激しく、予測が困難な現代の社会状況を表す用語。
- ※4 【STEAM教育】Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)に加え、Liberal Arts(芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義)の頭文字を組み合わせた言葉。各教科の学びを組み合わせ、現実社会の課題を自ら見つけ、解決につなげる力を育てる教科横断的な学習手法を指す。

第3章 大府市の現状

1 人口・児童生徒数の推移と推計

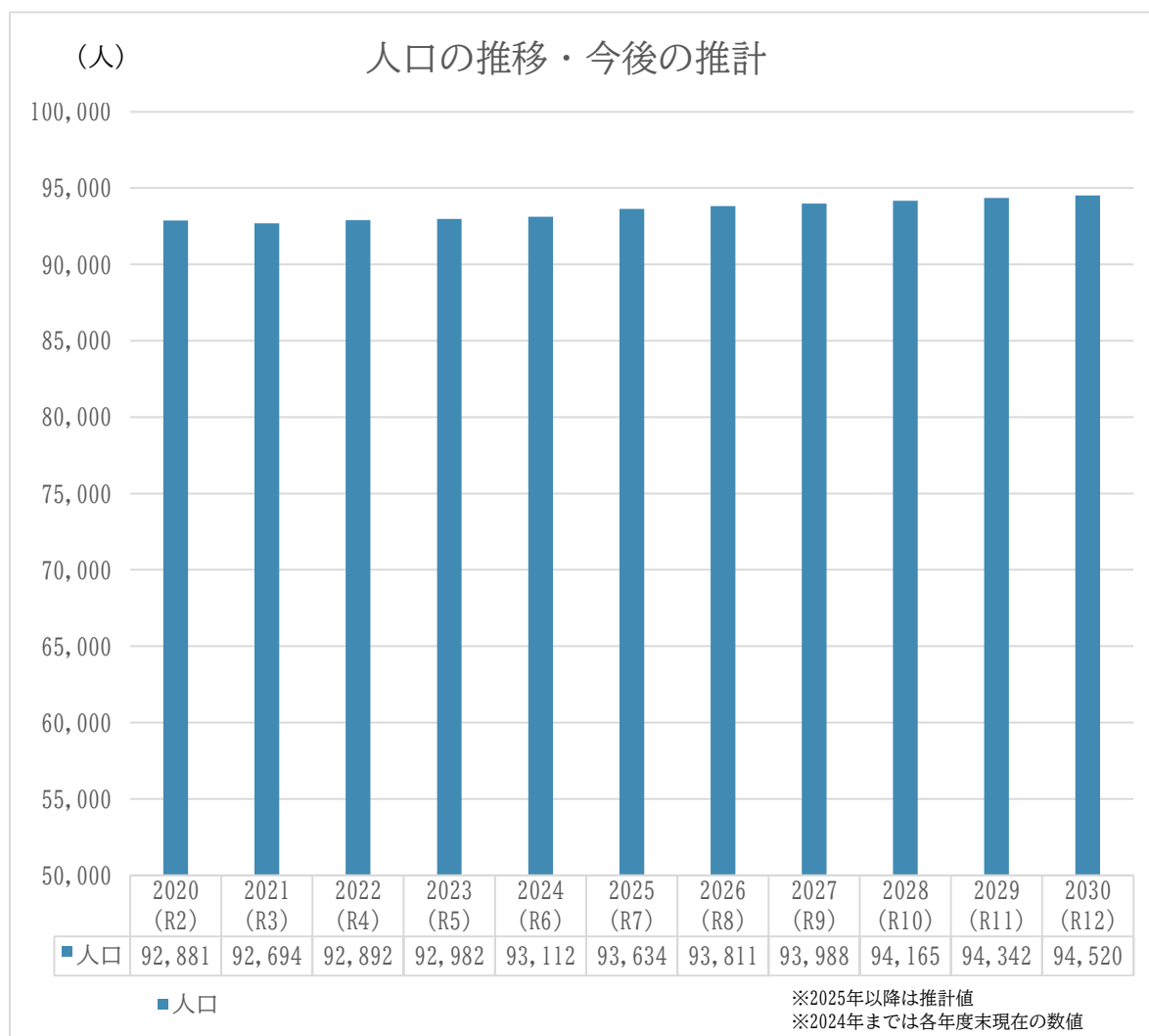
計画策定の基礎となる本市の人口及び児童生徒数の推移並びに計画期間中の推計は、次のとおりです。

(1)人口

第6次大府市総合計画では、2030（令和12）年度の計画人口を10万人とし、10万人の市民が快適に暮らすことのできるまちづくりを進めることとしています。

本市の人口は、全国的に少子高齢化や人口減少が進む中にあっても増加傾向を維持しており、2024（令和6）年度末の人口は93,112人となっています。

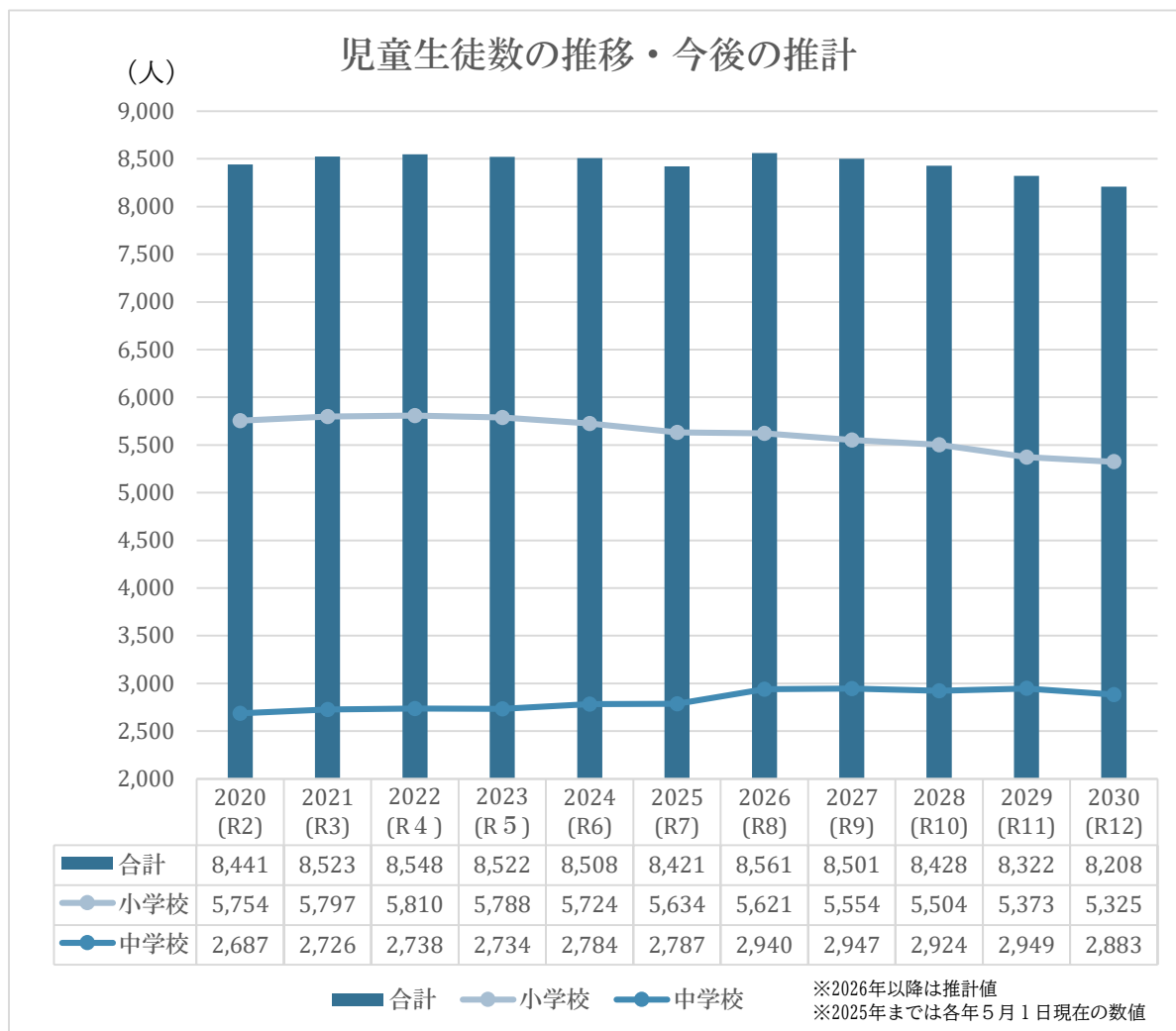
今後も、人口は緩やかな増加傾向で推移する見通しです。



(2)児童生徒数

本市の児童生徒数は、2020（令和2）年以降、緩やかな増減を続けており、2025（令和7）年5月現在で8,421人となっています。

今後5年間の推計によると、学校ごとに増減の差はあるものの、小学校、中学校ともに2027（令和9）年以降は緩やかに減少していく見込みです。



【出典】学校基本調査（文部科学省）

第4章 大府市の教育が目指す方向【教育大綱】

学校教育では、子どもたちが共に学び、楽しく学校生活を送ることを通して、夢や希望をもち、生涯にわたりその実現に向けて努力する態度や能力の基礎を育むことが大切です。

近年、情報化や国際化、少子高齢化や一人親家庭の増加、また、経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況など、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化につれて、保護者の価値観やライフスタイルが変化し、地域の人と人のつながりも希薄化しています。こうした変化を反映して、学力や生活習慣等に様々な課題が生まれています。

こうした背景から、本市では子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」(=「生きる力」)を育むことを目指して学校教育を進めてきました。今後は更に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点の評価も重要になってきます。

本市は、第1次大府市総合計画から「健康都市」の実現をまちづくりの基本的な理念に掲げており、昭和62(1987)年3月には「健康づくり都市」宣言を行いました。これを受け、学校教育においても一貫して健康づくり教育に力を注いできましたが、子どもたちの健康課題が深刻化、多様化している現在の状況にあって、改めて心身ともに健康で活力ある子どもを育成することが重要であると認識しています。自らの学習を通して心身の健康の大切さに気付き、環境や生活行動を主体的に改善し、自主的な健康づくりができるようにすることは、生涯にわたる健康の実現につながるものです。

本市の学校教育は、「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を基本理念に掲げて展開してきましたが、これまで述べてきた時代の要請を踏まえたとき、改めて本市の基本理念を継続・発展させていくことの重要性に気付きます。そこで、本計画における基本理念とめざす子どもの姿を次のとおりとします。

《基本理念》 心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成 くめざす子どもの姿>

○4つの柱

- ・ 命を大切にし、思いやりのある言葉遣いや行動のできる子ども【徳育】
- ・ 自分や他人の良さを認め、夢や希望をもち自ら学ぶ子ども【知育】
- ・ 健康の大切さを知り、より良い生活習慣を身に付ける子ども【体育】
- ・ 社会のルールやマナーを身に付け、地域と共に心豊かに生きる子ども【協働】

○2つの土台

- ・ 幼保児小中連携教育（きらきら教育）の推進
- ・ 教育環境の充実

2017（平成29）年策定

第5章 施策の展開

1 施策体系

本計画では、6つの「施策の方向性」とそれを実現するために26の「施策」を定めました。

また、本計画の進行管理を行うため、「施策の方向性」ごとに成果指標を設定します。

※（★）教育委員会重点施策

※（☆）児童生徒が力を入れて欲しい施策（児童生徒向けアンケート調査より）

施策の方向性	施策	重点
(1) 児童生徒が幸せや生きがいを感じ、豊かな心を育む教育の推進【徳育】	① 道徳教育・人権教育の推進	☆
	② 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進	
	③ 福祉・平和教育の推進	
	④ 郷土を愛する心の育成	
	⑤ 長期欠席児童生徒への支援	★
	⑥ いじめ・虐待の防止	☆
(2) 誰一人取り残されず、児童生徒一人ひとりが個人の可能性を引き出す教育の推進【知育】	① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	☆
	② 特別支援教育・教育支援の充実	★
	③ 確かな学力と探究学習の推進	
	④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)・ICT教育の推進	★
	⑤ キャリア教育の推進	
	⑥ 日本語指導が必要な児童生徒への支援	
	⑦ グローバルに活躍する人材の育成	
(3) 食・運動を通じた児童生徒の健やかな心身の育成【体育】	① こどもの心身の健康づくりの推進	☆
	② こどもの体力づくりの推進	★
	③ 食育の推進	★
(4) 学校・家庭・地域等の連携・協働による持続可能な社会の創り手の育成【協働】	① 持続可能な学校指導体制の整備	☆
	② 青少年健全育成の推進	
	③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	
	④ 地域と連携した特色ある教育の推進	★
(5) 幼保児小中連携教育の推進	① 幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働	★
(6) こどもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境の充実	① 教職員が心身ともに健康で児童生徒と向き合うことができる環境づくりと学校における働き方改革	★
	② 教育施設・環境の整備	★☆
	③ 放課後等の児童の居場所づくり	★
	④ 児童生徒、保護者への経済的支援	★
	⑤ 学びを保障する体制の整備	

2 施策の方向性と施策

施策の 方向性1

児童生徒が幸せや生きがいを感じ、豊かな心を育む教育の 推進【徳育】

現代社会は、将来の予測が困難な「変化の時代」に突入しています。人口減少や急速な高齢化、グローバル化の進展に加え、気候変動など地球規模の課題も顕在化しています。また、経済的格差の拡大や地域社会のつながりの希薄化など、こどもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

こうした多様で複雑な社会課題の中にあっても、全ての児童生徒が「幸せ」や「生きがい」を実感し、豊かな心を育むことができるよう、教育現場においては「こどものウェルビーイング」の向上を目指す取組が求められています。

ウェルビーイングを高めるためには、いじめを未然に防止するとともに、発生した場合には迅速かつ的確に対応し、児童生徒が安心して学び、生活できる学校環境を整備することが不可欠です。そのうえで、道徳教育や福祉教育、平和教育などを通じて多様性を尊重し、互いを認め合う心を育むことにより、児童生徒の自己肯定感や他者理解・共感力を育成し、より良い人間関係を築く基盤を形成します。

今後は、知識や技能の習得にとどまらず、児童生徒が自らの存在を大切にし、多様な価値観の中でよりよく生きる力を身に付けられるよう、教育の質の向上と心の育成を一体的に推進していきます。

成果指標	対象	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2030(令和12)年度
全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生	85.2%	90.0%
	中学生	85.1%	90.0%
長期欠席児童生徒の割合 (不登校率)	小学生	2.5%	0.2%
	中学生	7.5%	2.4%
長期欠席者のうち「居場所」に関わっている児童生徒の割合	小中学生	50.4%	70.0%

(1)－① 道徳教育・人権教育の推進

現状と課題

- 「考え議論する道徳」の授業を中心に、副読本などを活用して、思いやりや責任感、郷土愛を育む教育を推進しています。
- 児童生徒一人ひとりが多様性を認め、互いに尊重し合い、良好な人間関係を築けるよう、道徳教育や人権教育を推進しています。男女共同参画、LGBTQ+※1への配慮を含め、国籍・性別にかかわらず相互理解を深める教育の推進が必要です。
- インターネットやスマートフォン、SNS の普及により、デジタル社会で安全に ICT を活用する態度や能力が求められています。「デジタル・シティズンシップ」※2の視点を取り入れ、児童生徒の自立心や自立性を育成していくことが必要です。

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-①-1 体験活動を生かした道徳教育の実践
概要	小学校5年生及び中学校2年生を対象に、野外活動などの自然体験学習を実施し、児童生徒が命の大切さを学ぶとともに、心身ともに健全な人間性を育むことを目指します。
取組	(1)-①-2 道徳副教材「大府市にゆかりのある人」の活用
概要	本市ゆかりの偉人をまとめた独自の副読本「大府市にゆかりのある人」を作成し（2023（令和5）年度にデジタル化）、授業で活用することで、児童生徒の郷土愛と道徳心の育成を図ります。
取組	(1)-①-3 ユニセフとの連携
概要	2025（令和7）年4月に愛知県ユニセフ協会と、「大府市と愛知県ユニセフ協会との連携に関する包括協定」を締結し、双方の資源を有効に活用した、協働による活動を推進することにより、全てのこどもが個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたり幸せな生活を送ることができる「こどもどまんなか社会」の構築を図ります。
取組	(1)-①-4 LGBTQ+の理解促進
概要	性別にとらわれない様々な人権を尊重する教育を推進するため、新任1年目の教職員を対象に研修を実施し、LGBTQ+等に関する知識や理解を深める取組を進めていきます。

用語解説

※1 【LGBTQ+】Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：性別越境者）、Questioning（クエスチョニング：自分の性的指向や性自認がわからない人）の頭文字を取った言葉で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称。「+」は、L・G・B・T・Q に当てはまらない多様な性を含めることを示している。

※2 【デジタル・シティズンシップ】デジタル技術を適切に活用しながら、社会に積極的に関わり、参加する能力や態度を指す。

取組	(1)-①-5 発達段階に応じた人権教育の実践
概要	児童生徒の発達段階に応じた人権教育を実践するとともに、人権週間に合わせた様々な取組を行うことで積極的に人権教育を推進します。
取組	(1)-①-6 こどもへの人権教育・啓発の推進
概要	2023（令和5）年に施行された「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」に基づき、小中学校等で、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育や啓発を推進します。

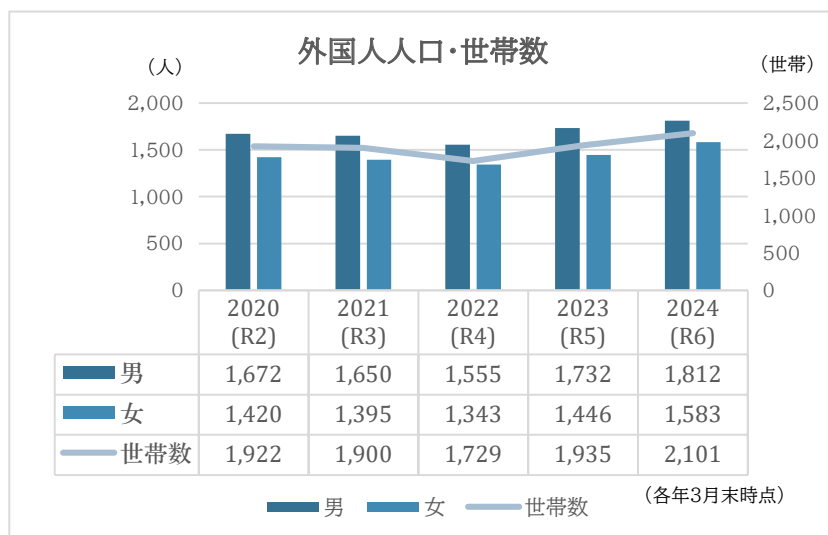


【人権教育の実践(人権講話)】

(1)－② 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

現状と課題

- 近年、国際化の進展に伴い、外国にルーツを持つ児童生徒の数が全国的に増加しています。地域社会においても多国籍・多言語・多文化が共存しており、多文化共生社会の実現は、持続可能で包摂的な社会づくりに不可欠な課題となっています。
- 本市では、2024（令和6）年3月末時点で、人口の約3.6%を占める約3,400人の外国人市民が生活しており、近年増加傾向にあります。
- 多文化共生社会を実現するためには、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、全ての児童生徒が安心して学び、自己を発揮できる環境づくりを進めるとともに、多文化共生社会の担い手としての資質を育む教育を推進していく必要があります。



【出典】 大府の統計

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-②-1 中学生海外派遣事業
概要	1994（平成6）年から中学生海外派遣事業を実施しています。 姉妹都市であるオーストラリアのポートフィリップ市との友好関係を深めるとともに、ホームステイやテーマ別研修などを通じて国際理解を促進し、国際感覚を身に付けた心豊かな生徒の育成を図ります。
取組	(1)-②-2 小学生都市間交流事業
概要	本市は、2008（平成20）年に岩手県遠野市と友好都市提携を結び、小学生を対象とした訪問事業を実施しています。遠野市の異なる地域の文化や暮らしに触れることで、自分の住む地域を見つめ直す機会とし、ふるさと大府への愛着と誇りを育む、心豊かな児童の育成を図ります。

取組	(1)-②-3 セントキルダ小学校と石ヶ瀬小の相互交流支援
概要	石ヶ瀬小学校は、1996（平成8）年にオーストラリアのポートフィリップ市にあるセントキルダ小学校と姉妹校提携を結びました。また、2007（平成19）年からは毎年交互に訪問交流を実施しており、今後も現地小学校との交流を通じて、グローバル社会に対応できる高い国際感覚を備えた児童の育成を図ります。



(1)－③ 福祉・平和教育の推進

現状と課題

- 大府市社会福祉協議会と連携し、福祉への理解や思いやり、共生の大切さを伝えるため、福祉実践教室を実施しています。
- 本市は、日本国憲法公布 70 周年の 2016（平成 28）年に、市民とともに「平和」の尊さと重要性を改めて考える機会とするため、「平和都市」を宣言しました。
- 今後も福祉実践教室に基づく福祉教育の推進と、平和の尊さを次世代に伝える平和教育の推進を図る必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-③-1 認知症サポーター(※1)養成講座の実施
概要	本市では、2018（平成 30）年に施行された「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」に基づき、認知症の方をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。その一環として、小学校、中学校で認知症サポーター養成講座を実施し、福祉教育を推進します。
取組	(1)-③-2 平和大使派遣事業
概要	次世代に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えるため、中学生、高校生を平和大使として沖縄県、広島県、鹿児島県、長崎県などに派遣し、平和教育を推進します。
取組	(1)-③-3 平和給食の提供
概要	こどもたちが戦時中の食事を体験する「平和給食」などを通じて、平和の尊さを実感できる教育を推進します。
取組	(1)-③-4 アオギリ植樹プロジェクト
概要	平和の象徴として「被爆樹木二世アオギリ」の苗木を市内の小中学校に植樹し、苗木の育成を通じて平和意識の醸成を図ります。

用語解説

※1 【認知症サポーター】認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族をできる範囲で支援・応援する人のこと。

(1)－④ 郷土を愛する心の育成

現状と課題

- 郷土を愛する心を育むためには、地域への誇りや感謝の気持ちを持ち、積極的に地域に関わろうとする態度や姿勢を育てる必要があります。また、地域の伝統や文化、自然への理解を深めることで、持続可能な地域づくりに貢献できる人材の育成にもつながります。
- 学校教育法では、普通教育の目標として、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を定めています。
- 児童生徒が市の事業や地域の行事にボランティアとして参加するなど、地域に積極的に関わることを通じて、郷土を愛する心を育む必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-④-1 道徳副教材「大府市にゆかりのある人」の活用（再掲）
概要	本市ゆかりの偉人をまとめた独自の副読本「大府市にゆかりのある人」を作成し（2023（令和5）年度にデジタル化）、授業で活用することで、児童生徒の郷土愛と道徳心の育成を図ります。
取組	(1)-④-2 中学生サミットの開催
概要	市の周年記念事業として、中学生の視点でまちづくりについて考え、政策形成の仕組みを体験し、今後の学校生活や社会生活に生かすことを目的に「中学生サミット」を開催し、生徒が主体的にまちづくりを考える取組を実施します。
取組	(1)-④-3 小中学校訪問コンサートの実施
概要	竹澤恭子さんや水野紗希さんなど、本市出身の名演奏家による小中学校でのバイオリン授業や学校訪問コンサートなど、市独自の音楽教育を通じて、児童生徒の地域への誇りを育み、音楽文化への理解促進を図ります。

(1)－⑤ 長期欠席児童生徒への支援

現状と課題

- 2024（令和6）年度の国内の小中学校における不登校児童生徒数は、過去最多の約35万3千人となっています。本市でも長期欠席者数は年々増加しており、その要因や背景を個々に確認しながら、適切な支援を行う必要があります。
- 本市では、国の動向を踏まえ、2023（令和5）年度から、長期欠席児童生徒が自ら進路を主体的に考え、社会的自立を目指す支援の一環として、「適応指導」という用語の使用を控え、可能な限り「教育支援」という用語を使用しています。
- 「不登校」という用語について、登校できないことを否定的に捉えないよう、可能な限り「長期欠席」と表現しています。
- 長期欠席児童生徒の多様な在り方を尊重し、社会の変化に対応した総合的な支援体制を整備するため、「おおぶレインボープラン～総合的な長期欠席者支援による Well-being の向上～」を取りまとめ、児童生徒への7色の支援を推進しています。
- 長期欠席は誰にでも起こり得るものであり、ひきこもりなど将来的に長期的影響を及ぼす可能性があることから、専門家と連携し、早期段階での児童生徒の心のケアなどを推進していく必要があります。

【大府市の長期欠席状況】

年 度	小学校			中学校			全 体		
	児童数 (人)	不登校数 (人)	出現率 (%)	生徒数 (人)	不登校数 (人)	出現率 (%)	児童生徒数 (人)	不登校数 (人)	出現率 (%)
2019 (R1)	5,706	40	0.7	2,657	137	5.2	8,363	177	2.1
2020 (R2)	5,754	60	1.0	2,687	110	4.1	8,441	170	2.0
2021 (R3)	5,797	79	1.4	2,726	125	4.6	8,523	204	2.2
2022 (R4)	5,810	78	1.3	2,738	162	5.9	8,548	240	2.8
2023 (R5)	5,788	133	2.3	2,734	177	6.5	8,522	310	3.6
2024 (R6)	5,724	145	2.5	2,762	206	7.5	8,486	351	4.1

【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(1)-⑤-1 校内教育支援室の設置
概要	児童生徒が自分のクラス以外でも安心して過ごせる居場所を確保するため、全小中学校内に教育支援室を設置し、専任の校内教育支援室支援員が教員と連携し、悩み相談や自主学習の支援を実施します。
取組	(1)-⑤-2 養護教諭補助員の配置
概要	県の養護教諭の配置が1人のみの小中学校において、養護教諭の学校保健業務の補助・協力を行う養護教諭補助員を市独自で設置し、児童生徒の健康管理に関する指導体制の一層の充実を図ります。
取組	(1)-⑤-3 教育支援センターの設置
概要	教育支援センター「レインボーハウス」では、様々な理由で、長期欠席となっている児童生徒が、友だちとの交流や指導員の支援を通じて自立し、学校復帰や社会参加ができるよう支援します。
取組	(1)-⑤-4 夜間中学校での学び直し支援
概要	義務教育課程において長期欠席等の状況にあった方々に教育の機会を保障するため、名古屋市と協定を締結し、夜間中学校における中学課程の学び直しを支援します。
取組	(1)-⑤-5 民間フリースクール等の授業料補助
概要	長期欠席又は長期欠席傾向にある児童生徒の社会的自立を支援するとともに、様々な通いの場を確保するため、フリースクール等を利用する児童生徒の家庭に対して、授業料の一部を補助します。
取組	(1)-⑤-6 メタバースでの教育・相談支援
概要	自宅や校内教育支援室など、居場所を問わず参加できる教育メタバースを活用し、オンラインで長期欠席児童生徒を支援します。
取組	(1)-⑤-7 スクールソーシャルワーカーによる相談支援
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席（不登校）など、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、児童生徒や保護者と一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(1)-⑤-8 スクールカウンセラーによる相談支援
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動に加え、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウスに配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。

取組	(1)-⑤-9 市民活動団体との連携
概要	地域で長期欠席者への教育等支援や保護者への相談支援をしている団体と連携を図ります。
取組	(1)-⑤-10 切れ目のない支援に向けた関係機関との連携・情報共有(★)
概要	保護者の同意を得た上で、中学校卒業までの情報を福祉部局と共有し、切れ目のない支援につなげていきます。
取組	(1)-⑤-11 虹の架け橋サポーターによる啓発活動
概要	長期欠席（不登校）を経験した市内在住の漫画家・棚園正一さんを、長期欠席支援の啓発サポーター「虹の架け橋サポーター」として任命し、長期欠席児童生徒の現状や市の取組を市民などに広く発信します。
取組	(1)-⑤-12 教育支援センターの新設(★)
概要	新たに「健康増進・交流拠点施設」との複合施設として「第二教育支援センター」を整備します。

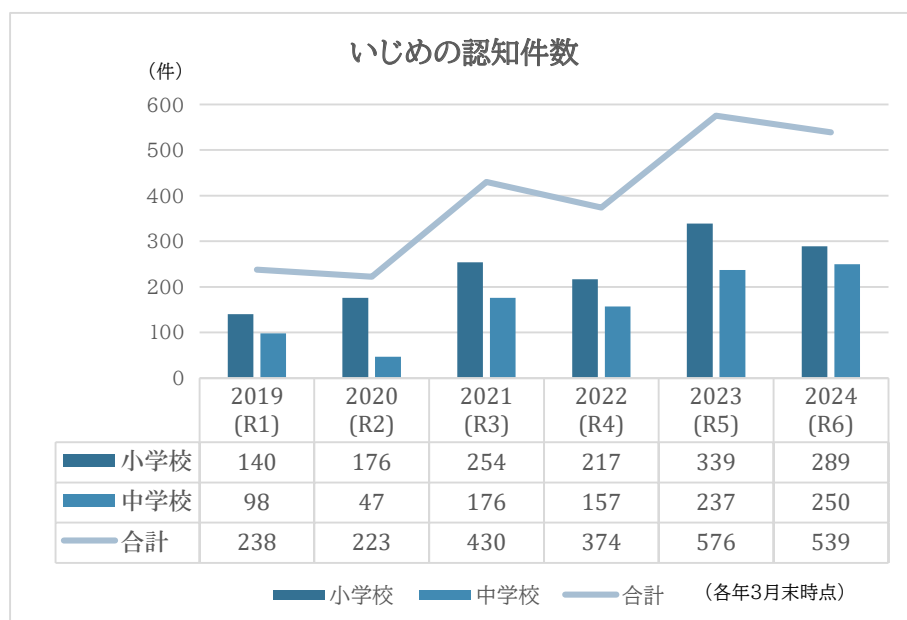


【虹の架け橋サポーターの漫画家 棚園正一氏によるイラスト講座】

(1)－⑥ いじめ・虐待の防止

現状と課題

- 国は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止、積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関との連携推進など、いじめ防止対策を推進しています。その結果、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加傾向にあります。
- いじめによる重大事態の発生が増加しており、児童生徒に深刻な被害を与える事態も発生していることから、国は重大事態の調査に係る課題に対応するため、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を2024（令和6）年8月に改訂しました。これまで不登校重大事態については「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」がありましたが、これを廃止し、いじめのガイドラインに不登校の要素を盛り込むことで、ガイドラインを一本化しています。
- 本市においても、各小中学校においていじめの積極的な認知がされており、認知件数は増加傾向にあります。
- 本市は、国のいじめ防止対策推進法に基づき、いじめは絶対に許されないという強い決意の下、「いじめをしない、させない、見逃さないまち」の実現を目指し、2018（平成30）年に「大府市いじめ防止等に関する条例」を制定しています。
- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る身近な問題であることから、将来にわたりいじめを防止するとともに、いじめが起きてしまった場合には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家と連携し、児童生徒の心のケアを早期に推進していく必要があります。



【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-⑥-1 大府市いじめ問題対策委員会の設置
概要	いじめ重大事態等が発生した場合には、大府市いじめ問題対策委員会が調査を行うとともに、いじめの防止や再発防止に向けた取組について審議します。
取組	(1)-⑥-2 大府市いじめ問題連絡協議会の設置
概要	大府市いじめ問題連絡協議会では、いじめの防止の推進や関係機関との連携に関する事項について協議します。
取組	(1)-⑥-3 関係機関との連携
概要	こども家庭センターなど、関係機関と連携して、いじめや虐待防止に努めます。
取組	(1)-⑥-4 スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席（不登校）など、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、児童生徒や保護者と一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(1)-⑥-5 スクールカウンセラーによる相談支援(再掲)
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動に加え、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウスに配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。
取組	(1)-⑥-6 スクールロイヤーの配置
概要	弁護士をスクールロイヤーとして配置し、専門的な知識や経験に基づき、学校におけるこどもを取り巻く問題について、こどもの最善の利益の観点から法的助言を受けます。

施策の 方向性2

誰一人取り残されず、児童生徒一人ひとりが個人の可能性を引き出す教育の推進【知育】

近年、いじめや虐待、長期欠席、ヤングケアラー、さらには貧困など、こどもたちが抱える困難は、これまで以上に多様化・複雑化しています。こうした状況を踏まえ、こども一人ひとりの状況に丁寧に向き合い、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を進めることが求められています。

特に、特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒は年々増加しており、学習面と生活面の双方において、よりきめ細かな指導や支援体制の充実が求められています。

一方、従来の学校教育では、「みんなで同じことを、同じように行う」ことが重視されてきましたが、現在は大きな転換期を迎えています。文部科学省が提言する「令和の日本型学校教育」においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が重視されています。これは、児童生徒一人ひとりの特性や背景に応じた柔軟な学びを保障しつつ、他者との対話や協働を通じて多様性を理解し合う学びの場を確保するものです。

誰一人取り残されずに、児童生徒一人ひとりが個人の可能性を引き出すためには、児童生徒が互いの多様性を理解・尊重し、高め合う関係を築けるような教育を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値	目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度
学校評価で「学校の授業が分かる」と回答した児童生徒の割合	小中学生	87.5%	毎年度 90.0%
全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数	小学校 6年生	1/2	2/2
	中学校 3年生	2/2	3/3
英語検定3級以上又はこれに相当するレベルの試験・資格を取得している生徒の割合	中学校 3年生	55.1%	70.0%
学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり1時間以上、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っている割合（遊びなどの目的に使う時間は除く）	小学生	18.7%	30.0%
	中学生	14.9%	30.0%

(2)－① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

現状と課題

- 学習指導要領では、「一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること。」が掲げられています。
- 個々の児童生徒に寄り添った支援体制の充実を図るため、市独自で支援員を学校に配置し、学校生活全般にわたるきめ細やかなサポートを行うことで、誰もが安心して学習に取り組める環境づくりを進めています。
- 個別最適な学びでは、GIGA スクール構想(※1)により1人1台端末が整備されたことで、デジタル教科書や教材、学習アプリ等を活用した個別の家庭学習が可能となり、児童生徒の理解度やペースに応じた学習を促進し、学びの質を向上していく必要があります。
- 協働的な学びでは、学校だけでなく、地域や民間企業、大学等と連携を深めることで、社会とつながる多様な学びの機会を創出していく必要があります。
- 個別最適な学びに偏り、児童生徒が孤立した学びに陥ることを防ぐため、探究的な学習をはじめ、多様な他者と協働して学ぶ機会を一層充実させ、個別の学びと協働的な学びを相互に補完しつつ一体的に推進することにより、主体的・対話的で深い学びの実現を図っていく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-①-1 少人数指導
概要	単元の内容に応じて、1学級を二つのグループに分け、グループごとに指導法を工夫するなど、一人ひとりの良さを生かし、可能性を伸ばすために個に応じた指導を実施します。学年に応じてTT（チーム・ティーチング）(※2)を取り入れた学習も進めます。
取組	(2)-①-2 スクールライフサポーターの配置
概要	小学校低学年を対象としてスクールライフサポーターを配置し、通常学級に在籍する児童が抱える不安やストレスの緩和に向けた相談活動を行うとともに、学校生活全般の活動を支援します。
取組	(2)-①-3 通常学級特別支援員の配置
概要	小学校高学年を対象として通常学級特別支援員を配置し、通常学級に在籍する児童が抱える不安やストレスの緩和に向けた相談活動を行うとともに、学校生活全般の活動を支援します。

用語解説

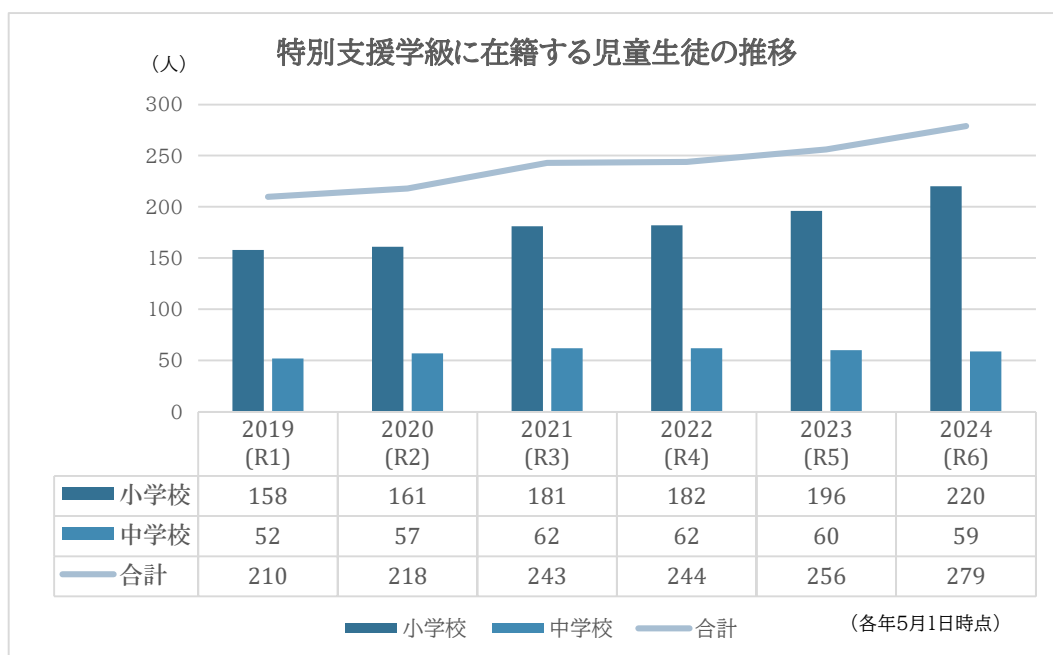
※1 【GIGA スクール構想】1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークなどの学校 ICT 環境を整備し、効果的に活用することで、教育の質を高めることを目指す取組。児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ることを目的としている。

※2 【チーム・ティーチング】複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

(2)－② 特別支援教育・教育支援の充実

現状と課題

- 国においては、障害者権利条約や障害者基本法等を踏まえ、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に学び、生活できる環境の整備を進めており、個々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場を確保することを両輪として、インクルーシブ教育(※1)システムの実現に向けた取組を推進しています。
- 本市の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校では年々増加傾向にあり 2024（令和6）年には 220 人となっています。中学校においても増減を繰り返しながら緩やかに増加しており、2024（令和6）年には 59 人となっています。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒の学校生活を支援するため、市独自で支援員を配置し、学習面・生活面の両面からきめ細かな支援を行っています。
- 教育支援の充実を図るため、就学前及び就学中の教育相談に加え、特別支援学級の見学会を実施することで、児童生徒の実態に応じた適切な教育環境を選択できるようにしています。
- 特別な教育的ニーズをもつ児童生徒が、本人及び保護者の意向を尊重した支援を受けられるよう、個別的教育支援計画や個別の指導計画を適切に活用し、障がいの状態や特性に応じた指導・支援を推進していく必要があります。



【出典】学校基本調査

用語解説

※1 【インクルーシブ教育】障がいの有無、国籍、人種、文化、性別などに関わらず、全ての児童生徒が共に学び、互いの多様性を認め合う教育の仕組みのこと。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-②-1 個別の教育支援計画「すくすく」の活用
概要	幼稚園・保育園、小中学校が共通して活用する個別の支援計画「すくすく」を作成し、教育、福祉、医療などの関係機関が児童生徒の実態や情報を共有し、継続して児童生徒に対する適切な支援を行います。
取組	(2)-②-2 特別支援学級補助員の配置
概要	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒を対象として、児童生徒が抱える悩みや不安、ストレスの軽減を図るとともに、学校生活全般にわたる支援活動を行うため、特別支援学級補助員を配置します。
取組	(2)-②-3 特別支援教育展(わくわく展)の開催
概要	児童生徒、保護者、教職員等の交流を促進するため、個人の作品や各学校の活動報告を展示し、市民に対する特別支援教育への関心や理解を深めます。



【特別支援教育展(わくわく展)】

(2)－③ 確かな学力と探究学習の推進

現状と課題

- 国においては、基礎的・基本的な「知識・技能」に加え、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力を育てることを必要としており、各学校では、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導を進め、「わかる授業」を充実させることで、「確かな学力」の定着を図ることが求められています。
- 総合的な学習の時間においては、自然体験や社会体験を重視し、豊かな感性と表現力を育てるとともに、学ぶ意欲や課題発見力、自ら考え行動する力の育成に取り組んでいます。今後も、探究学習やプロジェクト型学習を積極的に取り入れるなど、指導の工夫・改善を図りながら、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力をより一層育成していく必要があります。
- 本市では、児童生徒が「分かる」「できる」喜びを実感できる学習指導を推進しており、「読み・書き・計算」など学習の基礎の確実な定着に継続して取り組んでいます。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-③-1 各種検定受検料の補助
概要	英語検定や数学検定などの検定料を補助し、児童生徒が英語や数学への興味・関心を高められるよう支援することで、学習意欲の向上を図ります。
取組	(2)-③-2 英語検定及び数学検定成績優秀者の表彰
概要	英語検定及び数学検定において優秀な成績を収めた児童生徒に対し、英語検定における表彰は、姉妹都市であるオーストラリアのポートフィリップ市から寄贈された「ミモザ」の木にちなみ「ミモザ賞」とし、数学検定における表彰は、大府市出身の数学者である永田雅宜（ながたまさよし）氏にちなみ「永田雅宜賞」として表彰を実施します。
取組	(2)-③-3 「ラーケーションの日」(※1)の実施
概要	こどもが学校を休んで保護者等とともに、社会体験、旅行、地域活動などに参加する中で、体験的・探究的な学びを自ら考え、企画し、実行できるようにする活動を推進します。

用語解説

※1 【ラーケーションの日】学習（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、愛知県の公立学校に通う児童生徒が、保護者の休暇に合わせて、年間の定められた日数の範囲内で学校外での体験や学びを行うことができる、愛知県発祥の制度のこと。

(2)－④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)・ICT 教育の推進

現状と課題

- GIGA スクール構想に基づき、市内小中学校の児童生徒に 1 人 1 台端末を整備するとともに、全ての普通教室及び特別支援教室に双方向デジタルディスプレイ（電子黒板）を設置しています。
- 学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つとして、プログラミング的思考や情報モラルを含む情報活用能力の育成が重視されています。これに基づき、児童生徒が情報に関する問題に適切に対処できるよう、授業において情報モラルに関する教育を取り入れ、情報社会で必要となる基本的な考え方や態度の育成に取り組んでいます。また、情報モラルに加えて、「情報の本質を見抜く力」や「倫理的に判断する力」を養う情報リテラシー教育の重要性も高まっており、児童生徒が安全かつ適切に情報を活用できる力を育成していく必要があります。
- 小中学校では、必要な情報を収集し、課題解決学習や自己表現の手段として活用する情報教育を実施しています。情報を単に集めるだけでなく、読み取り、比較し、考察する力を育成するため、データサイエンスの視点を取り入れ、児童生徒が自らデータを活用し、その価値を生かす力を養う教育の推進が求められます。
- 予定表や通知表などの校務を一元的に管理できる統合型校務支援システムの導入に加え、同システムと連携可能な保護者連絡アプリを導入するなど、校務のデジタル化を推進しています。今後は、教職員の負担軽減と働きやすい環境の整備を図るため、校務支援システムのクラウド化や学習系ネットワークとの統合、さらに校務における生成 AI の活用など、校務 DX を一層推進していく必要があります。
- 様々な社会的変革に対応するため、ICT を活用することが特別なことではなく日常的に行われるよう、学校教育の現場においてもビッグデータ(※1)や生成 AI(※2)などの ICT ツールの活用、教員の指導力向上、ICT 環境整備の更なる充実を目指して教育 DX の推進をしていく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)－④-1 ICT 支援員の配置
概要	ICT 支援員を配置し、授業中の機器操作の支援や ICT を活用した授業提案など、教職員を支援します。

用語解説

※1 【ビッグデータ】従来のデータ処理・管理ツールでは扱いきれないほど、膨大で多様なデータのこと。特徴として、「Volume（量）」、「Variety（多様性）」、「Velocity（速度）」の「3V」が挙げられ、さらに「Value（価値）」、「Veracity（正確性）」を加えた「5V」で定義されることもあります。

※2 【生成 AI】テキスト、画像、音声、動画などの新たなコンテンツを自動的に生成する人工知能の一種のこと。

取組	(2)-④-2 教育情報化指導員の配置
概要	教育情報化指導員を配置し、市内の小中学校を巡回して、教員及び ICT 支援員に対する指導、相談、助言などを行います。
取組	(2)-④-3 プログラミング教育指導手引書「FUN！プログラミング」の発刊
概要	全小中学校でプログラミング教育の授業事例を共有し、どの学校でも実践できるよう、市独自の指導手引書を作成・発刊するとともに、内容の充実や最新の教育状況に応じて見直しを行います。
取組	(2)-④-4 採点システムの活用
概要	採点システムを活用して採点業務の効率化を図り、教員の多忙化を軽減するとともに、分析結果を基に児童生徒一人ひとりに応じた指導の向上を図ります。
取組	(2)-④-5 メタバースでの教育・相談支援(再掲)
概要	自宅や校内教育支援室など、居場所を問わず参加できる教育メタバースを活用し、オンラインで長期欠席児童生徒を支援します。
取組	(2)-④-6 タブレット端末の配備
概要	1人1台端末の配備について、計画的に更新します。
取組	(2)-④-7 ICT を活用した日本語指導
概要	外国籍の児童生徒に対して、翻訳アプリや多言語対応教材、読み上げ機能などを活用し、母語と日本語を併用しながら理解を支援する日本語指導を行います。



【メタバース(ObuVerse)による教育空間】

(2)－⑤ キャリア教育の推進

現状と課題

- 国は、「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が学習と将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身に付けられるよう、特別活動を中心に各教科の特性に応じたキャリア教育の充実を図ることとしています。
- 小学校では、総合的な学習の時間などを通じて地域の人々と関わる中で、働くことの意義や生き方に触れ、キャリア教育の基盤を育むとともに、当番活動や様々な体験活動を通じて、働くことの大切さや責任をもって取り組むことの重要性を学ぶ児童の育成を行っています。
- 中学校では、職場体験活動や進路指導等を通じて、興味・関心に基づく望ましい勤労観・職業観の育成や、個性を生かせる学校・職業などの進路を自ら選択・決定できる生徒の育成を行っています。
- 今後も学習指導要領に沿ったキャリア教育を推進し、児童生徒が自ら学習状況やキャリア形成を見通し、自身の成長や自己評価ができるよう、取組の充実を検討していく必要があります。

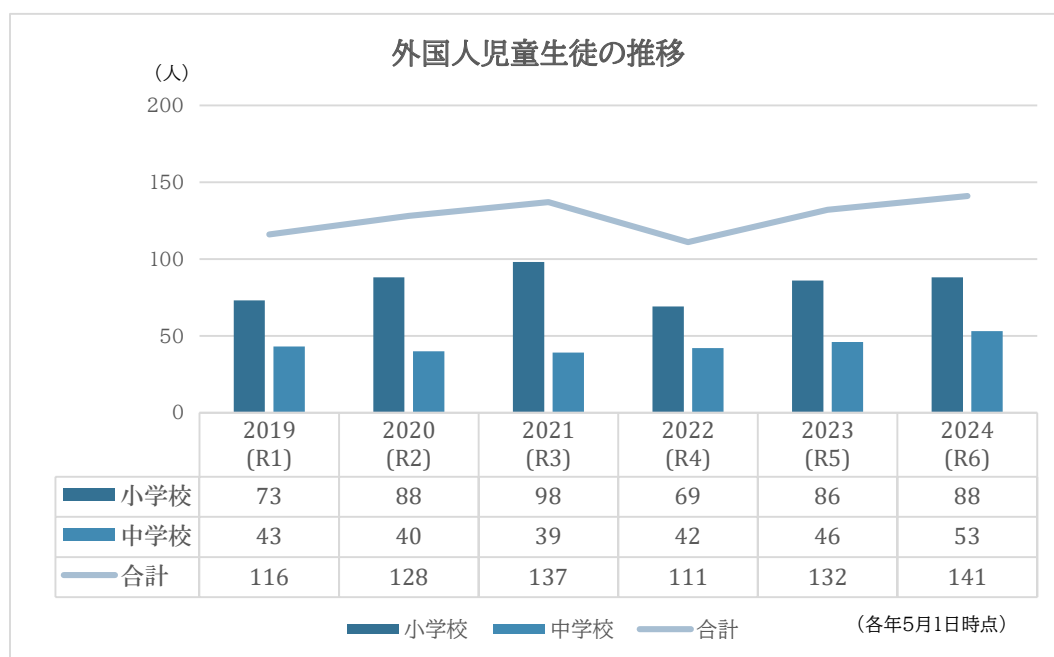
施策を推進するための主な取組

取組	(2)-⑤-1 小中学校キャリアスクールプロジェクト事業
概要	市内の小・中学校において職場体験学習や職業人から学ぶ機会等を通じて、望ましい勤労観・職業観の醸成を図ります。
取組	(2)-⑤-2 進路指導事業
概要	中学校の生徒及び保護者の進路選択に関する意向を的確に把握し、高校や事業所等と連携しながら、適切で望ましい進路指導を行います。

(2)－⑥ 日本語指導が必要な児童生徒への支援

現状と課題

- 国の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」によると、公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、2023（令和5）年5月1日時点で、57,718 人となっています。また、外国籍だけではなく、日本国籍で日本語指導が必要な児童生徒は 11,405 人おり、いずれも年々増加しています。
- 本市においても、外国人児童生徒数は増加傾向にあり、2024（令和6）年5月1日時点では、小学校 88 人、中学校 53 人、合計 141 人となっています。
- 市内の学校では、日本語教室を設置し、日本語が十分に話せない外国人児童生徒に対して、教員による日本語習得の支援を行っています。さらに、日本語指導が必要な児童生徒が 10 人以上在籍する学校には、専任の教員を配置しています。
- 学校現場では、日本語指導ができる教員や支援員の不足、日本語が理解できないことによる学習の遅れ、日本語が不得意な保護者とのコミュニケーションなど、多くの課題があります。今後も日本語指導が必要な児童生徒が学校生活にスムーズに適応できるよう、継続的な支援を行う必要があります。



【出典】学校基本調査

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-⑥-1 日本語・母語指導員の配置
概要	日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ベトナム語などの母語を使用できる日本語・母語指導員を学校に派遣し、児童生徒が学校生活にスムーズに適応できるよう支援します。
取組	(2)-⑥-2 携帯型音声翻訳機の配置
概要	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に、双方向で音声翻訳が可能な携帯型翻訳機（ポケトーク）を配置し、児童生徒や保護者との円滑なコミュニケーションを支援します。
取組	(2)-⑥-3 日本語初期指導教室の開設
概要	日本語がほとんど理解できない外国人児童生徒を対象に、学校生活への適応やその後の日本語学習の基礎力を養うことを目的として、基礎的な日本語の会話や文法能力を早期に習得できるよう、専門の講師を学校に派遣し、集中的かつ専門的な日本語基礎指導を行います。
取組	(2)-⑥-4 外国人児童生徒のための翻訳文書作成
概要	日本語が理解できない児童生徒やその保護者に対して、学校だよりや各種申請書などの文書を翻訳し、学校生活に必要な情報を適切に入手できるように取り組みます。
取組	(2)-⑥-5 ICT を活用した日本語指導(再掲)
概要	外国籍の児童生徒に対して、翻訳アプリや多言語対応教材、読み上げ機能などを活用し、母語と日本語を併用しながら理解を支援する日本語指導を行います。

(2)-⑦ グローバルに活躍する人材の育成

現状と課題

- 国の教育振興基本計画では、伝統や文化を尊重し、我が国や郷土を愛する態度を育むとともに、他国や異なる文化を理解・尊重し、国際社会の平和や発展に貢献できる資質・能力の育成、豊かな言語力、異文化間でのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する力、主体性・積極性・包摂性・多様性の理解、社会貢献や国際貢献の精神などを身に付け、様々な分野や地域で国際社会の一員として活躍できる人材の育成を重要視しています。
- 学習指導要領に基づき、2020（令和2）年度から、小学校3、4年生で外国語活動を開始し、5、6年生では教科として英語の授業を実施しています。中学校では、教科書で扱う単語量の増加や文法学習の前倒しにより、「聞く・話す・読む・書く」の技能を総合的に高め、英語能力の向上を図っています。
- グローバルに活躍する人材を育成するためには、日本や外国の言語や文化を理解・尊重し、郷土の愛着や誇りを持ちながら、国際的な視野で活躍する資質や能力を育成していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-⑦-1 外国語指導助手(ALT)の配置
概要	児童生徒の英語の発音向上や国際理解の促進を目的として、英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）を市内の各小中学校に配置し、授業や外国語活動において、実践的に英語を使い、異文化理解を深める学びをサポートします。
取組	(2)-⑦-2 英語検定受検料の補助
概要	英語検定の検定料を補助し、児童生徒が英語への興味、関心を高められるよう支援することで、学習意欲の向上を図ります。
取組	(2)-⑦-3 市役所会場の英語検定試験の開催
概要	気軽に英語検定に挑戦できるよう、市役所を受検会場として提供し、生徒の英語力や学習意欲の向上を図ります。

施策の 方向性3

食・運動を通じた児童生徒の健やかな心身の育成【体育】

児童生徒の健やかな心身の育成において、「食」と「運動」は健康的な生活習慣を形成する上で不可欠な要素であり、その重要性は一層高まっています。食生活については、朝食を摂らない児童生徒が一定数存在するほか、偏った食習慣や栄養バランスの乱れも見られ、栄養に関する知識や食への関心の不足が課題となっています。

運動習慣については、日常的な身体活動の機会が減少傾向にあり、全国的にも児童生徒の体力水準は伸び悩んでいることから、日常生活の中で運動が習慣化されていないことなどが課題となっています。

さらに、生活リズムの乱れや睡眠不足、SNS や人間関係によるストレスなどから、児童生徒の精神的な不調が増加しており、心の健康に配慮した教育的支援が求められています。また、肥満傾向の児童生徒の増加は、将来的な生活習慣病のリスクを高める要因として懸念されています。

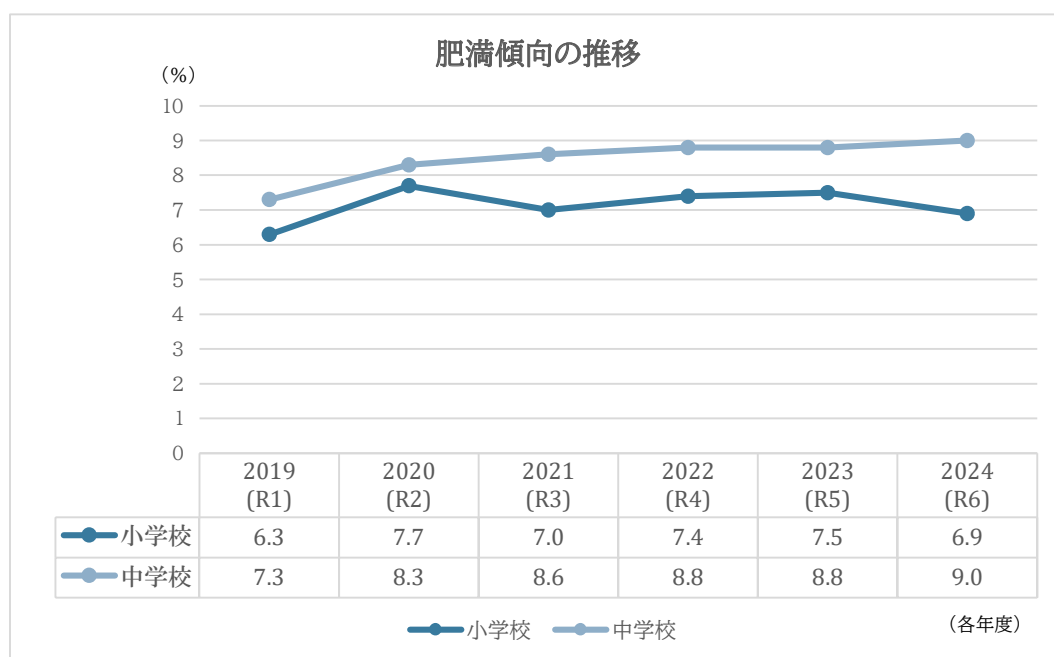
こうした課題には、家庭での生活習慣の違いや地域との連携の不足も影響しており、児童生徒が健やかに成長できるよう、学校だけでなく家庭や地域社会との連携・協働の強化が必要です。今後も本市のまちづくりの基本理念である「健康都市」の実現を目指し、児童生徒の心身の健康づくりの体制を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値	目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度
学校保健統計調査で肥満度20%以上の児童生徒の割合	小学生	6.9%	6.0%
	中学生	9.0%	7.0%
全国体力・運動能力調査で全国平均値に達している種目数	小学校5年生(男)	1/8	8/8
	小学校5年生(女)	1/8	8/8
	中学校2年生(男)	5/8	8/8
	中学校2年生(女)	6/8	8/8
全国学力・学習状況調査で「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小学生	95.4%	100%
	中学生	93.6%	100%

(3)－① こどもの心身の健康づくりの推進

現状と課題

- 国は、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、保健管理、保健組織活動等の取組を推進するなどの学校保健、学校給食・食育の充実を図ることとしています。
- 本市では、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校、教育委員会で学校保健会を組織し、専門機関と連携しながら児童生徒の健康管理を実施しています。
- こどもたちの心の不調は表面化しにくく、SNS による誹謗中傷や他者との比較、家庭内での孤立や虐待など、学校外におけるストレス要因は年々複雑化しています。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職による相談体制を一層充実させ、児童生徒の心のケアを積極的に推進していく必要があります。



【出典】大府市学校保健統計

施策を推進するための主な取組

取組	(3)-①-1 養護教諭補助員の配置(再掲)
概要	県の養護教諭の配置が1人のみの小中学校において、養護教諭の学校保健業務の補助・協力を行う養護教諭補助員を市独自で設置し、児童生徒の健康管理に関する指導体制の一層の充実を図ります。
取組	(3)-①-2 フッ化物洗口の実施
概要	小中学校では、児童生徒の虫歯予防を目的として、年間を通じて、朝の会の前後に教室でフッ化物洗口を実施します。
取組	(3)-①-3 良い歯の子表彰の実施
概要	歯と口の健康週間に合わせて、定期歯科検診で良好な状態と認められた児童生徒に対し、表彰状と記念品を配布します。
取組	(3)-①-4 児童生徒健康診断の実施
概要	学校保健安全法に基づき、学校医等と連携しながら児童生徒の健康診断を実施します。
取組	(3)-①-5 セルフディフェンス講座(SOSの出し方講座)の実施
概要	小学校4年生及び中学校1年生を対象に、自分を大切にする心を育てるとともに、いじめや虐待、不審者への対応など、様々な事例に対して自分を守るための具体的な知識や技能を学ぶ講座を関係機関と連携して実施します。
取組	(3)-①-6 スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席(不登校)など、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、児童生徒や保護者と一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(3)-①-7 スクールカウンセラーによる相談支援(再掲)
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動に加え、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウスに配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。

(3)－② こどもの体力づくりの推進

現状と課題

- 文部科学省が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、2025（令和7）年度は、全国的に見て小中学校ともに体力合計点が前年度から向上しているものの、中学校男子を除き、新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準には至っていません。
- 運動習慣と生活習慣は互いに深く関係しているとされており、小中学生の男女ともに「毎日朝食を食べる」と回答した割合は減少傾向にあります。また、テレビゲームやスマートフォンの普及により、運動習慣の低下も見られます。こうした状況を踏まえ、児童生徒が規則正しく、バランスのとれた生活を送ることが求められています。
- 本市では、心身ともに健康で活力のある児童生徒を育成するため、体育の授業や部活動等を通じて体力づくりを推進しています。しかし、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果は、全国平均と比較しても低い数値となっており、児童生徒の基礎的な体力向上を図る取組を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(3)-②-1 部活動指導員、外部指導員の配置
概要	各部活動には教員の顧問だけではなく、地域のスポーツ・文化分野の専門家である部活動指導員や外部指導員を配置します。
取組	(3)-②-2 中学校部活動の地域展開(★)
概要	教員の働き方改革や持続可能な部活動を目指し、部活動を学校主体から地域主体にするため、2025（令和7）年8月から土日の部活動は実施せず、「おおぶ地域クラブ」として活動を展開しています。今後は、平日も含めた「おおぶ地域クラブ」の活動を推進します。
取組	(3)-②-3 体力向上プロジェクト(大府はつらつ運動プログラム)の実施
概要	小学校低学年を対象に、体育の授業で外部の専門的な指導者と連携し、児童の体力・運動能力の向上を図るとともに、運動に意欲的に取り組む姿勢を育みます。

(3)－③ 食育の推進

現状と課題

- 教育基本法では、人格の完成と健康な生活の形成を目的とした教育の重要性が示されており、食育はその一環として位置づけられています。2005（平成 17）年に施行の「食育基本法」に基づき、国が策定する「食育推進基本計画」や文部科学省が定める「学習指導要領」により、学校での体系的な食育の推進が図られています。
- 国の教育振興基本計画では、こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、各教科等を通じた食育を推進するとしています。また、小中学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図ることとしています。
- 現代のこどもは外食や加工食品の利用が増え、食のバランスが崩れやすい環境にあります。また、食への関心が薄いこどもも多く、食育を通じて食に関する意識や態度を改善することが求められています。食育は学校だけで完結するものではなく、家庭や地域社会と連携し、こどもを取り巻く環境全体で推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(3)-③-1 自校調理方式による給食提供
概要	知多半島 5 市 5 町の中で唯一、自校調理方式により、栄養バランスの整った作りたての給食を提供するとともに、食物アレルギーに対応した除去食など、きめ細やかな対応を行った給食も提供します。
取組	(3)-③-2 学校給食費の無償化(★)
概要	中学校に加え小学校でも学校給食費を無償化し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援の充実を図ります。
取組	(3)-③-3 給食教室及び学校給食懇談会の開催
概要	給食教室及び学校給食懇談会を開催し、学校、PTA、給食関係者などを対象に、学校給食に関する理解を深めます。
取組	(3)-③-4 「大府市小中学校食育推進の指針」に基づく食育の推進
概要	「大府市小中学校食育推進の指針」に基づき、発達段階に応じた食に関する指導を計画的に実施するとともに、家庭や地域と連携した食育を推進します。
取組	(3)-③-5 食物アレルギー対応委員会の設置
概要	小中学校の学校給食における食物アレルギー対応の方針を検討するとともに、児童生徒の給食における食物アレルギー対応について、専門的な有識者と幅広く協議し、意見を踏まえながら対策や取組を推進します。

取組	(3)-③-6 学校給食の「おおぶニック学校給食米」、伝統野菜の使用
概要	農薬や化学肥料を使用しない「おおぶニック学校給食米」を学校給食で提供します。また、「知多3号たまねぎ」や有機農業で栽培されたタマネギなども学校給食で提供することで、地域における食に関わる人々の多様な熱意や活動への理解促進を図ります。
取組	(3)-③-7 こども料理コンクール「ビストロおぶちゃん」の開催
概要	こども料理コンクール「ビストロおぶちゃん」を開催し、学童期における食習慣の確立を支援するとともに、野菜への興味・関心の普及と定着を図り、地産地消及び食育を推進します。



【自校方式による給食調理】

施策の 方向性4

学校・家庭・地域等の連携・協働による持続可能な社会の 創り手の育成【協働】

気候変動や環境破壊、格差の拡大、少子高齢化など、私たちの社会は多くの課題を抱えており、将来世代とともにこれらの課題を解決していくためには、「持続可能な社会」の実現が求められています。こうした社会の変化に対応し、児童生徒が主体的に未来を切り拓く力を身に付けることが重要であり、そのためには学校だけでなく、家庭、地域、関係機関との連携・協働が不可欠です。

本市では、自治区・コミュニティ活動や公民館活動が活発に行われており、市民や地域、行政が協働して様々な社会的課題への対応を進めています。教育分野においても、地域と学校が連携・協力し、児童生徒の健全な育成に取り組んできました。

今後も、こうした地域の特色と教育資源を生かし、学校、家庭、地域が一体となって、こどもたちが「自ら考え、行動し、他者と協力して課題を解決する力」を育み、持続可能な社会の創り手を育成する取組を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値	目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度
中学生で年1回以上ボランティア活動をした生徒の割合	中学生	42.8%	75.0%
学校評価で「学校は、特色ある学校づくりを行っていると思う」と回答した保護者の割合	保護者(小学生)	77.5%	95.0%
	保護者(中学生)	71.1%	95.0%
学校評価で「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回答した児童生徒の割合	小学生	89.4%	95.0%
	中学生	88.8%	95.0%

(4)－① 持続可能な学校指導体制の整備

現状と課題

- 各学校では、校風として根付く学校文化を基盤に特色ある学校づくりを進めています。児童生徒や保護者へのアンケート調査の実施、地域住民から学校運営に関する意見・助言をいただく機会の設定など、地域から寄せられる多様な声を学校運営の改善に活用しています。こうした取組を通じて、地域全体で子どもたちの育成に関わる体制が着実に構築されつつあります。
- 学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」や「カリキュラム・マネジメント」の実現には、教育内容だけでなく、それを支える持続可能な学校組織・指導体制の構築が不可欠です。そのため、教職員の業務改善と人材育成の両立、校内マネジメントの質的向上、地域との協働関係の強化、ICT 環境を活かした効率的な学校運営など、制度面・実務面の両面からの取組を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(4)-①-1 学校評議員会の開催
概要	学校評議員会を開催し、保護者や地域住民などの意向を反映させながら、地域に開かれた学校運営を推進します。
取組	(4)-①-2 学校評価の実施と活用
概要	児童生徒、保護者、教職員を対象に学校評価アンケート調査を実施し、教育活動や学校運営の成果と課題を把握した上で、学校改善に活用します。
取組	(4)-①-3 小中学校教職員研修の実施
概要	教職員に対して職務別研修や研究会等への参加を促進し、教育実践を通じて教職員の資質向上を図ります。

(4)－② 青少年健全育成の推進

現状と課題

- 青少年を取り巻く環境は複雑化しており、学校教育の現場でも様々な問題が生じています。近年は、いじめや長期欠席、ひきこもりが増加傾向にあり、特に SNS を介した人間関係のトラブルが深刻化しています。また、ストレスや孤独感に起因する心の健康問題も拡大しており、うつ症状や自傷行為、自死の増加などが課題となっています。
- 学校では、児童生徒の問題行動を未然に防ぐため、生徒指導部会を設置し、市内の各学校間での情報交換や、地域、家庭、警察署のスクールサポーターなど関係機関との連携を強化しています。
- 青少年の健全育成には、学校だけではなく、家庭や地域などの関係機関が連携し、それぞれの強みを生かしながら、推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(4)-②-1 青少年への声かけパトロール
概要	地域のコミュニティにおける「ひまわり委員」が、青少年への声かけパトロール活動を通じて地域の教育力を高め、青少年の健全育成を推進します。
取組	(4)-②-2 こども家庭センターによる家庭児童相談
概要	こどもの生活習慣、非行、児童虐待、障がいなど、養育に関して問題を抱えている方に対して、専門の相談員が相談に応じます。また、児童相談センターなど各関係機関と連携し、こどもの健全な育成に関する課題に対応します。
取組	(4)-②-3 総合的な窓口による相談支援
概要	ひきこもり支援として、年齢や属性を問わず、窓口相談や電話相談、臨床心理士・精神保健福祉士による専門相談、アウトリーチ相談（訪問相談）など、相談内容に応じた支援を関係機関と連携して実施します。
取組	(4)-②-4 セルフディフェンス講座(SOSの出し方講座)の実施(再掲)
概要	小学校4年生及び中学校1年生を対象に、自分を大切にする心を育てるとともに、いじめや虐待、不審者への対応など、様々な事例に対して自分を守るための具体的な知識や技能を学ぶ講座を関係機関と連携して実施します。

(4)－③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

現状と課題

- 学習指導要領では、「一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と示され、ESD の理念が明確に位置付けられています。
- 持続可能な社会を創るためには、環境教育、人権・平和教育、多文化共生教育、消費者教育、交通安全教育などを通じて、現代社会の課題を自らの問題として捉え、学校だけではなく地域、大学、企業、NPO など多様な主体との協働を推進することが求められています。
- 学校における ESD の実践では、問題解決型学習を適切に位置付け、探究的な学習過程を重視します。また、体験活動や学習者主体の「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れ、グループ活動を通じて話し合い、協力して調査・まとめ・発表を行うことで、協同的な学びを実現する必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(4)-③-1 環境学習出前講座の実施
概要	環境学習出前講座において、廃棄物処理の学習に合わせて、大府市の「ごみの処理」や「資源の分別」、「ごみの減量」の周知を図ります。また、愛知県が実施している「ストップ温暖化教室」出前授業なども活用しながら、環境教育を推進します。
取組	(4)-③-2 発達段階に応じた人権教育の実践(再掲)
概要	児童生徒の発達段階に応じた人権教育を実践するとともに、人権週間に合わせた様々な取組を行うことで積極的に人権教育を推進します。
取組	(4)-③-3 平和大使派遣事業(再掲)
概要	次世代に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えるため、中学生、高校生を平和大使として沖縄県、広島県、鹿児島県、長崎県などに派遣し、平和教育を推進します。
取組	(4)-③-4 中学生海外派遣事業(再掲)
概要	1994(平成6)年から中学生海外派遣事業を実施しています。姉妹都市であるオーストラリアのポートフィリップ市との友好関係を深めるとともに、ホームステイやテーマ別研修などを通じて国際理解を促進し、国際感覚を身に付けた心豊かな生徒の育成を図ります。

取組**(4)-③-5 安全教育の実施****概要**

学校では、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の3つの領域において、児童生徒への安全教育を推進します。

「生活安全」では、防犯教室などを実施し、日常生活に潜む様々な危険に対する意識を高め、適切に行動できる能力を身に付けるようにします。

「交通安全」では、学級活動において交通教室を実施し、安全に関する知識や技能を習得し、日常生活に生かします。

「災害安全」では、様々な災害を想定した実践的な防災訓練を実施し、災害時の危険な状況を理解した上で、的確かつ安全に行動がとれるようにします。



【平和大使派遣事業】



【交通安全教室】

(4)－④ 地域と連携した特色ある教育の推進

現状と課題

- 学習指導要領では、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」と示されており、地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育の実現が提唱されています。
- 学校は地域社会と協力し、その地域ならではの資源や文化、人材を活用してこどもたちの学びを豊かにするとともに、自己肯定感や社会的責任感を高め、持続可能な地域づくりに貢献する、地域に根ざした教育を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(4)-④-1 バイオリンによる音楽教育の実施
概要	全小学校において、バイオリンを活用した音楽教育を実施し、児童がバイオリンに親しみ、興味を持つ機会となるよう取り組みます。
取組	(4)-④-2 おおぶカルチャー＆スポーツクラブの実施(★)
概要	市内の小学校に通う4年生から6年生を対象に、課外活動に代わる放課後の活動の場として、「おおぶカルチャー＆スポーツクラブ（通称：カルスポ）」を全小学校で実施します。カルスポでは、小学校の体育館や音楽室などを活用し、地域の専門家による指導のもと、総合的な運動プログラムに加え、バイオリンやオカリナなど特色のある種目を取り入れ、文化活動の機会を提供します。
取組	(4)-④-3 木育の推進
概要	長野県王滝村のヒノキ材を使用した木製ロッカーや靴箱を、市内の小中学校に設置しています。児童生徒が人と木、森との関わりを学び、木特有の木目・手触り・重さ・音・香りなどを五感で感じながら、創造力と感性を養う「木育」を推進します。
取組	(4)-④-4 小中学校訪問コンサートの実施(再掲)
概要	竹澤恭子さんや水野紗希さんなど、本市出身の名演奏家による小中学校でのバイオリン授業や学校訪問コンサートなど、市独自の音楽教育を通じて、児童生徒の地域への誇りを育み、音楽文化への理解促進を図ります。

施策の 方向性5

幼保児小中連携教育の推進

幼保児小中連携は、学習指導要領において、幼児期から義務教育までの教育の一貫性と連続性を重視して推進されており、幼稚園・保育所と小中学校の連携により、児童生徒が環境の変化にスムーズに適応し、安心して学びを深められることを目指しています。

本市においても、幼保と小中学校間で児童生徒の発達状況や生活習慣などの情報共有が進められ、就学前の教育相談や入学前の見学会等を通じて、スムーズな移行が図られています。

今後は、幼保と小中学校が持続可能な連携体制を確立し、ICTの活用による効率的な情報共有を推進することが求められます。また、保護者や地域住民、福祉機関と連携し、地域ぐるみで児童生徒を支える体制を強化するとともに、幼児期から義務教育期にわたる質の高い教育環境の整備を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値	目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度
学校評価で「学校は積極的に家庭や地域との連携・協力を努めている」と回答した保護者の割合	保護者	81.0%	95.0%
きらきらチャレンジの参加率	小学生	75.0%	90.0%
	中学生	67.0%	90.0%

(5)－① 幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働

現状と課題

- 2012（平成 24）年に「大府市幼保児小中連携教育の指針」（きらきら）を策定し、「きらきら教育」を推進してきました。本指針では、本市の児童生徒に身に付けて欲しい 10 項目の力を「きらきら輝く子どもの 10 か条～きらきら 10(テン)」としてまとめ、家庭や学校等で基本的生活習慣や生きる力を段階的に身に付けさせる取組を実施しています。
- これまで「きらきら教育」を推進し、幼稚園・保育園・こども幸齢者交流センター・こども交流センター・小学校の各段階で定着して実践されるようになってきました。しかし、各家庭における「きらきらチャレンジ」の参加率は年々増加傾向にあるものの、2024（令和 6）年度では、小学校は 75.0%、中学校は 67.0%と低い水準にとどまっています。家庭の中では、児童生徒だけではなく保護者も手本として意識し、子どもと一緒に取り組むことが重要です。
- 「大府市幼保児小中連携教育の指針」（きらきら）は、教育振興基本計画の策定に併せて改訂を行っており、今後も時代に即した幼保児小中連携の在り方を見直すとともに、「きらきら教育」を一層推進するため、幼保児小中、家庭、地域社会の連携・協働を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(5)-①-1 幼保児小中連絡会議の開催
概要	幼保児小中連絡会議を開催し、幼児教育機関、こども幸齢者交流センター、こども交流センター、小中学校の教職員が参加して、情報交換や連携の在り方に関する具体的な実践について協議し、取り組みます。
取組	(5)-①-2 市内一斉あいさつ運動の実施
概要	毎年5月、10月の平日の10日、20日、30日の登校時にあいさつ運動を実施し、あいさつを通じて子どもたちが地域と触れ合う機会を設けます。
取組	(5)-①-3 切れ目のない支援に向けた関係機関との連携・情報共有(★)(再掲)
概要	保護者の同意を得た上で、中学校卒業までの情報を福祉部局と共有し、切れ目のない支援につなげていきます。

施策の 方向性6

こどもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境の充実

学校教育において、こどもたちが安心・安全に学ぶことができる環境を整備することは、教育施策を推進する上での基盤となります。そのためには、学校等の教育施設の計画的な整備を進めるとともに、教育活動の中核を担う教職員が心身ともに健康で、意欲をもってこどもたちと向き合うことができる環境を確保することが不可欠です。

近年、学校には、学力の向上に加え、社会性や人間性の育成、さらには多様な課題を抱えるこどもや家庭への対応など、極めて多様で複雑な役割が求められています。このような状況の中、教職員は教育活動のみならず、学校運営や生活指導、保護者・地域対応など多岐にわたる業務を担っており、長時間勤務をはじめとする多忙化が深刻な課題となっています。

また、放課後の居場所づくりや、経済的に困難な状況にある家庭への支援、安心・安全な学習環境の確保といった課題については、学校や教職員のみで対応することには限界があります。このため、学校が行政、地域、関係機関等と連携・協働し、適切な役割分担のもと、こどもたちの学びと育ちを支える体制を構築していくことが重要です。

成果指標	対象	現状値	目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度
放課後クラブの待機児童数	小学生	0人	0人
学校評価で「学校は多忙化の解消が進むように、業務内容や進め方についての改善に取り組んでいる」と思う教職員の割合	教職員	59.8%	70.0%

(6)－① 教職員が心身ともに健康で児童生徒と向き合うことができる環境づくりと学校における働き方改革

現状と課題

- 教職員が心身ともに健康な状態で、こどもたち一人ひとりと丁寧に向き合い、質の高い教育を提供していくためには、働きやすい職場環境の整備が不可欠です。しかしながら、現在の学校現場では、教職員の多忙化が深刻な課題となっています。
- 教職員は、授業や生徒指導、保護者対応といった教育活動に加え、学校行事の運営、部活動指導、校務分掌など、非常に多岐にわたる業務を担っています。さらに、ICTの活用、個別最適な学びの推進、インクルーシブ教育への対応など、新たな教育的要請にも対応する必要があるため、教職員に求められる専門性や対応力は一層高まっており、過重な負担による心身の不調や離職者の増加が課題となっています。
- 教職員が心身ともに健康で、意欲をもって教育活動に取り組むためには、学校における働き方改革を着実に推進し、労働環境の改善を図ることが重要です。また、健康管理による身体的なケアにとどまらず、相談体制の充実等を通じた心のケアにも取り組んでいく必要があります。これらの取組により、教職員のウェルビーイングの向上を図り、児童生徒としっかり向き合うことのできる良好な教育環境の整備につなげていきます。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-①-1 小学校での水泳授業指導支援
概要	児童がより質の高い水泳指導を安全かつ効果的に受けることができるよう、民間プール等の施設を活用し、専門的な知見を持つ人材による水泳授業指導支援を実施します。
取組	(6)-①-2 中学生水泳教室の実施
概要	中学校において水泳授業の実技を廃止することに伴い、泳力の向上を希望する生徒に対しては、民間施設を活用した水泳教室の実施や、有料プールの利用券の配布を行うことにより、水泳に親しむ機会を確保します。
取組	(6)-①-3 教職員の健康診断の実施
概要	学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づき、職員の健康の保持・増進を図るため、定期（年1回）で実施します。
取組	(6)-①-4 教職員のストレスチェック、メンタルヘルス相談の実施
概要	労働安全衛生法に基づき、医師等による教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施するとともに、必要に応じて産業医による面談を実施します。また、教職員一人ひとりの心の健康の保持・増進及び活気のある職場環境の形成を図るため、教職員を対象としたメンタルヘルス相談を実施します。

取組	(6)-①-5 学校産業医による巡回指導
概要	労働安全衛生法に基づき、教職員が50人以上在籍する学校においては、産業医による月1回の巡回を実施するとともに、希望する教職員に対しては、面談等を行います。また、教職員が50人未満の学校については、市の独自の取組として、産業医による巡回を各校において実施し、教職員の心身の健康管理体制の充実を図ります。
取組	(6)-①-6 教職員安全衛生委員会の設置
概要	教職員安全衛生委員会において、労働安全衛生法に基づき、教職員の勤務中に発生した事故等の原因調査及び再発防止策の検討を行うとともに、職場環境の適切な管理、長時間労働による健康障がい防止に向けた対策について審議します。
取組	(6)-①-7 中学校部活動の地域展開(再掲)(★)
概要	教員の働き方改革や持続可能な部活動を目指し、部活動を学校主体から地域主体にするため、2025(令和7)年8月から土日の部活動は実施せず、「おおぶ地域クラブ」として活動を展開しています。今後は、平日も含めた「おおぶ地域クラブ」の活動を推進します。
取組	(6)-①-8 教職員の業務量管理・健康確保措置の実施(★)
概要	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、「大府市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教職員の働き方改革に関する取組を推進するとともに、教職員が健康で意欲的に教育活動に専念できる環境の整備を図ります。



(6)－② 教育施設・環境の整備

現状と課題

- 学校施設は、多くのこどもたちが集い、学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては文化活動やスポーツ活動の拠点としても活用されています。さらに、災害時には避難所としての重要な役割を担うことから、学校施設の安全性や機能性を確保するための老朽化対策は喫緊の課題です。
- 本市では、2021（令和3）年1月に策定した「大府市学校施設長寿命化計画」に基づき、今後の児童生徒数の推移や学校施設の規模・利用状況・老朽化の実態等を踏まえながら、「トータルコストの縮減」及び「予算の平準化」を図ることとしています。あわせて、学校施設を可能な限り長く安全に使用できるよう、適切な維持管理及び更新を行い、計画的に時代のニーズに即した施設整備を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-②-1 施設のバリアフリー化
概要	障がいの有無に関わらず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化を計画的に推進します。
取組	(6)-②-2 校舎等のトイレの更新(★)
概要	校舎等のトイレの更新時に多目的トイレを増設するなど、生活環境の変化を踏まえ、快適にトイレを利用することができるように取り組みます。
取組	(6)-②-3 空調機の整備(★)
概要	熱中症対策や避難所としての機能向上を図るとともに、児童生徒が快適な環境で授業を受けられるよう、体育館や普通教室に加え、特別教室にも空調設備の整備を計画的に推進します。
取組	(6)-②-4 小中学校のプール跡地の活用(★)
概要	小中学校のプール廃止に伴い、跡地の有効活用を図るため、屋内運動施設や屋外バスケットコート、スケートパーク、駐車場などへの転用を図ります。
取組	(6)-②-5 熱中症対策(★)
概要	近年の猛暑に対応するため、各小中学校にウォーターサーバーや、ネッククーラーを冷やすための冷凍庫などを整備し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、熱中症対策を推進します。

(6)－③ 放課後等の児童の居場所づくり

現状と課題

- 放課後クラブは、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後や土曜日、夏休み等の長期休業期間中に学校を利用して、適切な遊びや生活の場を提供しています。
- 国においては、放課後のこどもにとって豊かで安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であるとともに、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する喫緊の課題であるとしています。
- 本市では、公立の放課後クラブが9クラブ、民間による放課後クラブが3クラブ設置されており、国の配置基準を遵守しつつ、希望する児童を受け入れています。その結果、待機児童はゼロの状態を維持しています。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-③-1 放課後クラブ延長事業の実施
概要	放課後クラブ終了後の午後7時から午後8時までの時間帯に、児童を預かる延長預かりサービスを実施し、子育てと就労の両立支援を図ります。
取組	(6)-③-2 放課後クラブでの食事提供
概要	夏休み等の長期休暇期間中に放課後クラブを利用する児童に対して、昼食提供サービスを実施し、保護者負担の軽減を図ります。
取組	(6)-③-3 民設民営放課後児童クラブへの支援
概要	民設民営放課後クラブが実施する事業に対して、補助金を交付し、その運営支援をします。
取組	(6)-③-4 小学生の早朝の居場所づくりの実施(★)
概要	小学校の体育館を活用し、始業前の児童を預かるサービスを実施することで、通学団での登校時間よりも早く保護者が出勤する家庭の児童が安心して過ごせる環境を整えるとともに、保護者の育児と就労の両立を支援します。2026（令和8）年度から全ての小学校で実施することで、児童が安心して過ごすことができる居場所づくりの充実を図ります。

(6)－④ 児童生徒、保護者への経済的支援

現状と課題

- 少子化や経済格差の拡大を背景に、学校教育における経済的支援の重要性が高まっています。公立学校の授業料は無償であるものの、学用品費、修学旅行費など、保護者負担は依然として大きい状況にあります。
- 本市では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学上必要な費用の一部を支給しています。また、高等学校への進学が経済的理由で困難な生徒に対しては、市独自の奨学金制度を設け、支援を行っています。
- 今後も、経済格差の拡大が生じることがないよう、こどもたちの教育機会を確保することを重要課題として位置付け、社会情勢や国・県の状況を踏まえつつ児童生徒及び保護者への経済的支援を継続していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-④-1 就学援助費の支給
概要	新入学学用品費、学用品費、修学旅行費等を援助し、保護者の経済的負担の支援を図ります。
取組	(6)-④-2 奨学金の支給
概要	教育の機会の均等を図り、将来社会に有用な人材を育成することを目的として、経済的な理由により修学が困難な生徒に対して、返済不要の給付型奨学金を支給し、学業に必要な資金を援助します。
取組	(6)-④-3 学校給食費の無償化(★)(再掲)
概要	中学校に加え小学校でも学校給食費を無償化し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援の充実を図ります。
取組	(6)-④-4 ひとり親家庭等学習塾利用助成の実施
概要	中学2、3年生を対象に、学習塾利用費用の全部または一部を助成し、児童生徒の進学を支援するとともに、ひとり親家庭などの経済的負担の軽減を図ります。
取組	(6)-④-5 学習支援事業「まなポート」の実施
概要	「まなポート」(※1)を開催し、小中学生の学習支援をします。

用語解説

- ※1 【まなポート】「学び」と「サポート」を組み合わせた造語で、小学4年生から6年生及び中学生を対象に、公民館で実施される学習支援の取組のこと。NPO 法人や大学と連携して運営され、大学生などのボランティアが児童生徒の学習をサポートしています。

(6)－⑤ 学びを保障する体制の整備

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、学校教育における「学びを保障する体制」の重要性は一層高まっており、感染症拡大時にも児童生徒の学びを止めない体制の整備が重要な課題となっています。
- 感染症対策の長期化により、友人との交流や体験活動の機会が制限されたことで、孤立感の増加や学習意欲の低下、長期欠席の増加など、こどもたちの社会性や心の健康への影響が懸念されます。
- GIGA スクール構想により、1人1台のタブレット端末が配備され、オンライン授業や遠隔での家庭学習支援が可能となり、感染症による学級閉鎖や自宅待機中でも、ICTを活用して学習を継続できる体制が整いつつあります。
- 今後は、感染症の有無にかかわらず、どのような状況下でも児童生徒が継続的に学ぶことができるよう、対面授業とオンライン授業を組み合わせた「ハイブリッド型教育体制」の推進が求められます。また、ICTの利活用、心のケア、多様な支援体制を一体的に整備し、全てのこどもにとって安心・安全で継続的な学びを保障する必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(6)-⑤-1 家庭学習用 Wi-Fi ルーターの貸与
概要	就学援助を受けている世帯に対して Wi-Fi ルーターを貸与し、ICT 機器を活用したオンライン授業や家庭学習環境の整備を支援します。
取組	(6)-⑤-2 スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席（不登校）など、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、児童生徒や保護者と一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(6)-⑤-3 スクールカウンセラーによる相談支援(再掲)
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動に加え、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウスに配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。
取組	(6)-⑤-4 スクールロイヤーの配置(再掲)
概要	弁護士をスクールロイヤーとして配置し、専門的な知識や経験に基づき、学校におけるこどもを取り巻く問題について、こどもの最善の利益の観点から法的助言を受けます。

第6章 計画の進行管理

1 進捗状況の把握

本計画の推進にあたって実施する施策については、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づき、毎年度進行管理を行います。

また、本計画で設定した成果指標の経過については、大府市義務教育推進協議会に報告し、委員の意見を次年度の改善策に反映させながら、目標の達成を目指します。

2 関係部局との連携

「大府市教育大綱」の基本理念である、めざす子どもの姿の実現に向けては、教育委員会だけではなく、子育て、地域づくり、福祉、環境などの市長部局を含む関係部局と連携・調整を図る必要があります。

また、本計画の推進にあたっては、地教行法第1条の4に基づき設置する大府市総合教育会議において、市長と教育委員会が教育施策について協議・調整し、より効果的な事業の推進に努めます。

3 計画の見直し

教育に対する市民のニーズは多様化しており、日々変化することが予想されます。そのため、計画期間中に状況の変化や新たな課題が生じた場合には、必要に応じて計画内容を見直し、柔軟に対応していきます。

4 成果指標一覧

施 策	成 果 指 標	評価 対象	現状値	目標値
			R6(2024)	R12(2030)
(1) 児童生徒が幸せや生きがいを感じ、豊かな心を育む教育の推進【徳育】	全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生	85.2%	90.0%
		中学生	85.1%	90.0%
	☆長期欠席児童生徒の割合（不登校率）	小学生	2.5%	0.2%
		中学生	7.5%	2.4%
	長期欠席者のうち「居場所」に関わっている児童生徒の割合	小中学生	50.4%	70.0%
(2) 誰一人取り残されず、児童生徒一人ひとりが個人の可能性を引き出す教育の推進【知育】	☆学校評価で「学校の授業がわかる」と回答した児童生徒の割合	小中学生	87.5%	毎年度 90.0%
	全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数	小学校 6年生	1/2	2/2
		中学校 3年生	2/2	3/3
	英語検定3級以上又はこれに相当するレベルの試験・資格を取得している生徒の割合	中学校 3年生	55.1%	70.0%
	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり1時間以上、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っている（遊びなどの目的に使う時間は除く）	小学生	18.7%	30.0%
		中学性	14.9%	30.0%
(3) 食・運動を通じた児童生徒の健やかな心身の育成【体育】	学校保健統計調査で肥満度20%以上の児童生徒の割合	小学生	6.9%	6.0%
		中学生	9.0%	7.0%
	全国体力・運動能力調査で全国平均値に達している種目数	小学校 5年生(男)	1/8	8/8
		小学校 5年生(女)	1/8	8/8
		中学校 2年生(男)	5/8	8/8
		中学校 2年生(女)	6/8	8/8

施 策	成 果 指 標	評価 対象	現状値	目標値
			R6(2024)	R12(2030)
	全国学力・学習状況調査で「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小学生	95.4%	100%
		中学生	93.6%	100%
(4)学校・家庭・地域等の連携・協働による持続可能な社会の創り手の育成【協働】	☆中学生で年1回以上ボランティア活動をした生徒の割合	中学生	42.8%	75.0%
	学校評価で「学校は、特色ある学校づくりを行っていると思う」と回答した保護者の割合	保護者 (小学生)	77.5%	95.0%
		保護者 (中学生)	71.1%	95.0%
	学校評価で「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回答した児童生徒の割合	小学生	89.4%	95.0%
		中学生	88.8%	95.0%
(5)幼保児小中連携教育の推進	学校評価で「学校は積極的に家庭や地域との連携・協力を努めている」と回答した保護者の割合	保護者	81.0%	95.0%
	きらきらチャレンジの参加率	小学生	75.0%	90.0%
		中学生	67.0%	90.0%
(6)こどもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境の充実	☆放課後クラブの待機児童数	小学生	0 人	0 人
	学校評価で「学校は多忙化の解消が進むように、業務内容や進め方についての改善に取り組んでいる」と思う教職員の割合	教職員	59.8%	70%

備考：☆印がついている成果指標は、第6次大府市総合計画に掲げられている指標と同じです。

資料編

関連法令

①教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

②地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある
と見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

大府市義務教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 教育に関する諸問題を解決するため並びに教育の振興及び充実を図るため、大府市義務教育推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査研究し、その結果を大府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 教育行政に関する事項
- (2) 教育振興に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 教育関係者
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門的な事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、教育委員会が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大府市義務教育推進協議会委員名簿

(任期:2025(令和7)年4月1日から 2026(令和8)年3月 31 日まで)

区分	氏名	所属・職名等
会長	すずき たつみ 鈴木 達見	至学館大学 健康科学部 教授
副会長	さとう まさひろ 佐藤 雅浩	大府市小中学校校長会 会長 大府西中学校長
委員	とみた りょうへい 富田 良平	教育長職務代理者
	たねむら さ ゆ り 種村 小百合	教育委員会委員
	あさい よしふさ 浅井 宣亮	教育委員会委員
	にしむら としこ 西村 和子	教育委員会委員
	こんどう ゆ み こ 近藤 由美子	教育委員会委員
	さわだ まなみ 澤田 まなみ	大府市小中学校校長会 副会長 吉田小学校長
	たきかわ はつなり 滝川 初成	大府市幼保児小中連携教育研究会 共和西小学校長
	はない ひろみ 花井 浩美	大府市特別支援教育部会 共長小学校長
	きむら ゆういちろう 木村 兼一郎	大府市 PTA 連絡協議会 代表(大府中学校)
	たけだ あきこ 武田 碧子	大府市 PTA 連絡協議会 小学校家庭教育委員(大東小学校)
	たかはし あきこ 高橋 暁子	大府市 PTA 連絡協議会 中学校家庭教育委員(大府西中学校)
事務局	まつやま やすし 松山 靖	教育長
	あさだ いわお 浅田 岩男	教育部長
	くらなが なおき 倉永 直樹	主席指導主事
	はらだ あきお 原田 亮男	学校教育課長
	きたじま まゆみ 北嶋 真弓	指導主事
	たけだ よしひろ 武田 佳大	指導主事
	かごはら だいすけ 籠原 大祐	学校教育課学校総務係長
	おおた ゆうき 太田 佑樹	学校教育課学校総務係主査

第4次大府市教育振興基本計画策定の経過

開催日	会議名等	内 容
2025 年1月 29 日	令和6年度 第2回大府市義務教育推進協議会	第4次大府市教育振興基本計画の策定方針について
2025 年4月7日	令和7年4月定例教育委員会	第4次大府市教育振興基本計画の策定方針について
2025 年6月 16 日	令和7年度 第1回大府市義務教育推進協議会	第4次大府市教育振興基本計画の策定作業について ①第6次大府市総合計画の概要 ②第4次大府市教育振興基本計画策定方針 ③第3次大府市教育振興基本計画の現状・課題と第4次大府市教育振興基本計画の施策体系
2025 年 11 月4日	令和7年度 第2回大府市義務教育推進協議会	第4次大府市教育振興基本計画(案)について
2025 年 11 月7日	令和7年 11 月定例教育委員会	第4次大府市教育振興基本計画(案)の策定及びパブリックコメントの実施について
2025 年 12 月 11 日	計画策定に向けたアンケート調査	小学6年生及び中学3年生を対象に、児童生徒の意見を把握するためアンケート調査の実施 2025 年 12 月 11 日から 2026 年1月9日まで
2025 年 12 月12日	大府市議会厚生文教委員協議会	第4次大府市教育振興基本計画(案)の策定に伴うパブリックコメントの実施についての報告
2025 年 12 月18日	大府市議会全員協議会	第4次大府市教育振興基本計画(案)の策定に伴うパブリックコメントの実施についての報告
2025 年 12 月 19 日	計画案のパブリックコメント	2025 年 12 月 19 日から 2026 年1月 17 日まで
2026 年2月2日	令和7年度 第3回大府市義務教育推進協議会	第4次大府市教育振興基本計画(案)の策定について
2026 年2月9日	令和8年2月定例教育委員会	第4次大府市教育振興基本計画の決定について

大府市・大府市教育委員会

〒474-8701 大府市中央町五丁目 70 番地

TEL : 0562 (46) 3332 FAX : 0562 (44) 0020

E-mail : gakkyo@city.obu.lg.jp